

# 自己点検・評価報告書

2007年3月22日

立教大学法科大学院

第1 法科大学院の基本情報.....	1
第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス .....	2
第3 自己点検・評価の内容と結果.....	3
1－1－1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること .....	3
1－2－1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。 ..	7
1－3－1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。 .....	9
1－4－1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。 .....	10
1－4－2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的な理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。 .....	11
1－5－1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。 .....	12
2－1－1 適切な学生受け入れ方針、選抜基準および選抜手続きが明確に規定され、適切に公開されていること。 .....	14
2－1－2 入学者選抜が、入学者選抜の基準および手続に従って適切に実施されていること。 .....	18
2－2－1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位の認定基準・認定手続きが明確に規定され、適切に公開されていること。 .....	19
2－2－2 法学既修者の選抜および既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準および手続に従って適切に実施されていること。 .....	22
2－3－1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。 .....	23
3－1－1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。 .....	25
3－1－2 法律基本科目の各分野毎に必要数の専任教員がいること。 .....	26
3－1－3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。 .....	27
3－1－4 専任教員の半数以上は教授であること。 .....	28
3－1－5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。 .....	29
3－1－6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。 .....	30
3－2－1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。 .....	31
3－2－2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。 .....	33
3－2－3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。	
.....	34

4－1－1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。 .....	36
4－1－2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。 .....	40
( 5－1－1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること.....	42
5－1－2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。 .....	43
5－1－3 法曹倫理を必修科目として開設していること。 .....	44
5－2－1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。 .....	45
5－2－2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、および修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。 .....	46
6－1－1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。 .....	48
6－1－2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。 .....	51
6－2－1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。 ...	57
6－2－2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。 .....	62
7－1－1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。 .....	65
8－1－1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。 .....	69
8－1－2 教育および学習の上で必要な図書・情報源およびその利用環境が整備されていること。 .....	71
8－2－1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。 ....	73
8－2－2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。 .....	75
8－2－3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること .....	76
8－2－4 國際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。 .....	77
8－3－1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。 .....	79
8－3－2 入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。 .....	80
8－3－3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。 .....	81
9－1－1 嶄厳な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。	

.....	83
9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。 .....	85
9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。 .....	89
9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、および修了認定基準が適切に開示されていること。 .....	91
9-2-2 修了認定が、修了認定基準および所定の手続に従って適切に実施されていること。 .....	92
9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。 .....	93

## 第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名	立教大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称	法務研究科法務専攻
3. 開設年月	2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者	
氏名	渋谷 秀樹
所属・職名	法務研究科 教授（研究科委員長）
連絡先	03-3985-4741
5. 認証評価対応教員・スタッフ	
① 氏名	川添 利賢
所属・職名	法務研究科 教授（教務担当専攻主任）
役割	自己点検・評価の教学 責任者
連絡先	03-3985-4326
② 氏名	野澤 正充
所属・職名	法務研究科 教授（総務担当専攻主任）
役割	自己点検・評価の教学 副責任者
連絡先	03-3985-2557

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2006年9月20日

法務研究科委員会で審議し、自己点検・評価報告書の執筆分担を決定

2006年11月28日

法務研究科委員会で報告書作成方法説明（川添）

2006年11月30日

FD委員（川添、野澤）と事務室で今後の作業について打合せ

2006年11月29日～2007年2月19日

各担当者報告書作成

2007年1月22日～2007年2月20日

FD委員会（川添、野澤、廣瀬）で第1回点検

2007年2月21日～2007年2月23日

各担当者修正分検討

2007年2月23日～2007年3月6日

FD委員会 再点検

2007年3月7日～2007年3月24日

自己点検・評価委員会による最終点検

☆自己点検・評価報告書作成は以下のスケジュールで行った。

1. 教員による担当科目の授業の自己点検報告書

6-1-2に関し、教育内容、授業の仕方、履修指導についてアンケート

締切 1月31日

2. 授業レジュメ・授業で配布した資料・教材（出版されているものは除く）

2006年度のもの

締切 1月31日

3. 定期試験答案、レポート答案

2005年度、2006年度のもの

締切 12月22日（2006年度後期実施分は1月31日）

4. 定期試験の採点分布表（定期試験実施科目のみ）

2006年度のもの

締切 12月22日（2006年度後期実施分は1月31日）

5. 成績評価の基礎資料（出席状況・中間テストなど）

2006年度のもの

締切 12月22日（2006年度後期実施分は1月31日）

6. 教員個人調書

①「申請時に作成した教員個人調書【個人】」、あらたに作成する②「教員個人調書【教育】」、③「教員個人調書【研究】」、④「教員個人調書【実務】」

締切 1月31日

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 1-1-1 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること

##### 1. 現状

###### (1) 本法科大学院の教育理念

1959年に創設された立教大学法学部の理念は、「法律・政治の専門技術的な知識を教授することに力を注ぐ」だけでなく、「法律・政治の技術的知識をこえた〈平和と秩序の叡知〉をそなえた〈人間〉を育て」ること（1959年法学部履修規程「はしがき」）であった。換言すれば、法学部教育の理念は、「リーガルマインドをもった市民の育成」にある。しかし、このことは高度専門職業人である法曹の養成を放棄するものではない。ただ司法試験の合格のみを目指した法的知識のみを教授するのではなく、豊かな教養と幅広い識見に裏付けられた、法律の専門家をも含む広い意味での法律家（法的素養のある市民）を育てる目的としていたのである。そして実際に、法学部では、高度の法的素養を備えた学生を育成し、多くの卒業生が各界で活躍しているのみならず、創設後の早い時期から多くの法律の専門家（裁判官・検察官・弁護士）を輩出し、それぞれが法曹界の中で重要な役割を担ってきた。

ところで、2001年6月12日付の司法制度改革審議会意見書によれば、法科大学院の教育理念として次のことが掲げられている。すなわち、「司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的と」する、「司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関」であり、そこでは、「法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の修得」と、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る」ことが目指されている。そして、「専門的な法知識を確実に修得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する」こと、および「先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする」ことが述べられている。

そこで、本法科大学院は、上記司法制度改革審議会意見書に掲げられた法科大学院の教育理念を踏まえ、これに、これまでの立教大学法学部および法学研究科における上記教育の伝統を継承しつつ、かつ、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、自らの法曹養成機関としての使命を、次の4つのコンセプトにまとめた。

- ①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成
  - ②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成
  - ③深い思考と洞察ができる法律家の養成
  - ④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティヴな実践力を有する法律専門家の養成
- この4つのコンセプトは、本法科大学院が、企業法務や国際ビジネス等に対応する弁護士

というような特定の専門領域に特化した法曹ではなく、ジェネラリストとしての法曹を養成しようとする意を意味するものであるが、同時に、それは、人間理解という法曹としての原点を失わず、かつ、いかなる専門領域においても、優れた応用能力を發揮する基礎的な知識と思考力・洞察力を兼ね備えた法曹という、本法科大学院が養成を目指す法曹像の内実をも宣明するものである。すなわち、法曹は、本来、極めて専門性の高い職種ではあるが、高度にグローバル化し、また、技術化、多様化した現代社会においては、従来の一般的な法曹としての資質だけでは対応しきれない更なる専門領域が次々と出現しており、特定の専門領域に特化した法曹の養成は、時代の要請になっている。しかし、現代社会においても、市民生活上的一般紛争を解決するジェネラリストとしての法曹の存在が、なお法曹の中核を占めており、また、特定の専門領域における法曹の活動も、このような法曹としての一般的な資質に裏打ちされたものでなければ、法の基本的価値に対する認識を欠いた表層的なものになってしまう。本法科大学院は、このような認識から、まずジェネラリストとしての法曹の養成を目指すことこそ本学の使命であると判断した。そして、特定の専門領域に特化した法曹という時代の要請については、実務に就いた後に遭遇するであろういかなる専門領域にも対しても対応しうる基礎的能力を育成することによって、これに応えるべきであると考えている。

## (2) 具体的な法曹像とその養成

このような法曹像の下に、本法科大学院では、5-1-1、5-1-2のとおり充実した法律基本科目、法律実務基礎科目のカリキュラムを組み、6-1-1、6-1-2のとおりこれに従った適切な授業展開をするとともに、6-2-1のとおり、少人数教育の特色を生かして、法律基本科目において、早い段階から、研究者教員と実務家教員の複数の担当者による授業を導入している。この、研究者教員と実務家教員の協同授業は、例えば、民事系科目でいえば、3年標準型の1年次において、1学年40名程度を2クラスに分け、「民法基礎演習」を前期と後期に各2単位ずつ展開している。この「民法基礎演習」においては、民法の研究者教員または法学部で民法の演習を長く担当していた実務家教員に加えて、法務講師（中堅の弁護士）が必ず参加し、民法の基本的な判例を素材に、法務講師が、第1審からの当事者の主張を要件事実も考慮しながら整理し、なぜ原告がこのような主張をしたのか、また被告はどのような応答をしたのかを確認して、争点整理を行い、最高裁の判旨については、研究者教員を中心に、その射程や学説の対応などを検討することによって、学生が、弁護士や裁判官がどのような考えに基づき結論に至ったかを理解し、理論のみならず、実務的な感覚を身につけてゆくことを可能にしうる。このような授業は、2年次および3年次の演習においても維持され、とりわけ2年次の「民事法演習1（前期）および3（後期）」では、より複雑な事案の判例を素材に、研究者教員と法務講師とが2名1組で、学生に対応している。そして、このようにして培われた知識と思考力・応用力を前提に、学生は2年次の後期または3年次の前期に実務基礎科目（「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」）を学び、さらには「模擬裁判（民事・刑事）」と弁護士事務所での「エクスターンシップ」によって、訴訟実務における法律運用の実際を学ぶこととなる。このような本法科大学院の充実した協同授業は、理論と実務

の架橋として有効に機能すると同時に、学生が身に付けた法律知識を法律実務に適用させることをとおして、思考力・洞察力を磨き、遭遇する法律問題に対する広い応用能力を身につけることを可能にするものである。

また、本法科大学院は、展開・先端科目群で、環境問題や消費者問題など、現代の市民社会で惹起される諸問題に対処するための授業を幅広く展開して、専門領域の法律問題を研究する機会も十分に与えている。さらに、立教大学法学部では、法学科のほかに国際ビジネス法学科を有し、国際取引や国際政治、国際法などに専任のスタッフを擁して、その充実が図られてきた。そこで、本法科大学院においても、その経験と蓄積を活かして、国際社会や国際ビジネスに配慮した科目として、「国際法」、「国際政治と日本」、「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」等の科目を、基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に配置した。

そして、ここでも、応用能力の育成という観点から、いくつかの科目において、複数の担当者による授業を導入している。すなわち、「都市計画・都市環境と法」では、建築の専門家と弁護士とがペアで講義を担当しており、また、「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」では、研究者教員と専門家教員との組み合わせによって、より実践的な内容の講義を行っている。

以上の正課の授業に加えて、本法科大学院の付属機関であるビジネスロー研究所が、ほぼ1月に1回の割合で、法務研究科特別セミナーを開催し、法務研究科の学生を対象に講演会とシンポジウムを開催している。これまでに行ったセミナーは、知的財産権をめぐる紛争や、フランスの担保法改正に関するものなどであり、その具体的なテーマは、法務研究科パンフレット（以下、パンフレットと略記）21ページに掲げられている。

以上を要約すると、次のようになる。すなわち、本法科大学院が養成する法曹はジェネラリストであるが、その実践力を養うために、本学においては、少人数教育の特色を生かして、研究者教員と専門家教員とが協同して行う授業を多く展開し、事前の打ち合わせも綿密に行って授業に臨んでいる。加えて、展開・先端科目や特別セミナーにおいて、学生の幅広い関心に合わせ、国際社会やビジネスにも配慮した科目や企画を展開するものである。

### （3）法曹像の周知

本法科大学院が養成する法曹像については、法務研究科ホームページ（以下、ホームページと略記）のほか、毎年作成するパンフレットに記載されている。そして、入試説明会、合格者および入学者に対するガイダンスにおいても、繰り返し説明をしてきたことである。また、本法科大学院が年2回発行するニュースレターにおいても、本法科大学院の理念が明記されている。その意味では、本法科大学院の理念とその養成する法曹像については、入学者や在学生、そして教員に対しても、周知徹底されていると考えられる。

## 2. 点検・評価

本法科大学院が養成を目指す①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家、③深い思考と洞察ができる法律家、④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティヴな実践力を有する法律専門家という法曹像が、

レトリックとして、やや抽象的な感があることは否めない。

しかしながら、この法曹像は、前記のとおり、本法科大学院が、ジェネラリストとしての法曹を養成することを決意したときに、法科大学院という法曹養成機関の教育理念を踏まえつつ、立教大学法学部および法学研究科の教育上の伝統を承継し、かつ、本学のキリスト教に根ざした精神に基づき構築した法曹の内実である。

しかも、入学定員が300名規模の大きな法科大学院とは異なり、本学の規模の法科大学院では、例えば、国際ビジネスの専門家としての法曹の養成など、特定の法領域に特化した法曹を養成するようなカリキュラムを編成することは、著しく困難であり、かつ、本学を志望する学生のニーズにも合致しない。そこで、本法科大学院では、研究者教員と実務家教員等の人的資源を活用して、深い思考力と洞察力、そして実践力のある法曹を養成するための具体的な施策を備えた授業をふんだんに展開し、このような試みは在学生にも高く評価され、そこに指向されている法曹像は、学生の中にも浸透している。

このように、本法科大学院の目指す法曹像は、これが構築されてきた背景や、これを実現するために実施されている授業展開等も視野に入れれば、その指向するところは明確なものであるということができよう。そして、このような理念・養成しようとしている法曹像については、パンフレットやニュースレターを媒介として、また、個々の授業をとおして、教員間ではもちろん、学生にも周知徹底されている。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

改善すべき点は特になく、今後もよりよい授業を行うため、研究者教員と実務家教員とが事前に講義内容を綿密に検討し、また、講義を越えた研究会なども共同して行いたいと考えている。

1-2-1 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

### 1. 現状

#### (1) 本学における自己点検・評価活動

本学では、1992年から自己点検・評価活動に取り組み、1993年には「立教大学自己点検・評価規程」が定められ、これを受け1994年3月には自己点検・評価運営委員会が発足した。そして、各部局ないし分野ごとに設けられた自己点検・評価委員会では約100名の委員が活動を開始し、作業を進め、1997年には本学の教育・研究・管理運営全般についての総括的なまとめとして初の「立教大学白書」を刊行、続いて2002年度には「立教大学白書2002年」を刊行した。

この間、財団法人大学基準教協会の第2年度実施（1997年度）の相互評価に参加して「適合」の評価を得、さらに認証評価制度の初年度（2004年度）に、同協会の認証評価を受け「適合」の評価を得ている。

本法科大学院も、上記の全学的な自己点検・評価を行う教育機関として位置づけされることになる。したがって、本法科大学院は、全学の自己点検・評価活動の一環として自己点検・評価を実施することはいうまでもない。

#### (2) 法務研究科における自己点検・評価活動

本法科大学院は、教員が19名であるが、研究科委員会を構成する専任教員が少なかつたため、従来、自己点検・評価活動についての独自の委員会はなく、自己点検・評価活動は、本法科大学院の組織運営の一環として、法務研究科委員会（隔週）において行うとともに、研究科委員長と2名の専攻主任とで構成される執行部会（週1回）において行っていた。しかし、2007年3月に自己点検・評価委員会を立ち上げ、現在は同委員会で自己点検・評価活動を行っている。

このほか、教育の改善を目的としたFD委員会を設置している。このFD委員会は、当初、2名の専攻主任（民事と公法の研究者教員）によって構成されていたが、その後、法務研究科委員長と刑事法教員も加わり、現在では4名のFD委員が存在する。このFD委員会での教育改善の提案を受けて、法務研究科委員会がそれを審議し、その決定事項を、専任教員や法務講師をも加えた拡大研究科委員会において報告している。これらのFD委員会の活動については、別の項目（4-1-1）で詳論する。

#### (3) 法務研究科委員会の機能

本法科大学院は、既存の学部からは独立した研究科であり、その組織運営は、法務研究科委員会が行う。研究科委員会は本法科大学院の専任の教員で構成される。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は本法科大学院を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となる。研究科委員会には採用、昇格、人事の専門委員会を置き、研究科委員会としての機能を果たしている。研究科委員会は、カリキュラムおよび時間割の編成等も行い、学生からの授業評価アンケートをFD委員会が集約して、カリキュラムの改善を心がけている。例えば、2006年度には、FD委員会の提案に基づき、本法科大学院の開設以来採用されてきた先修制を改め、進級制の導入を法務研究科委員会

で決定した。その理由は、先修制が複雑であり、時間割の編成が困難となることが予測されることにある。また、学生の授業評価アンケートをもとに、カリキュラムの変更も行った。このように、法務研究科委員会では、本法科大学院の管理運営全般について審議し、常にその改善に向けての取組みを行っている。

なお、実務家教員であるいわゆる「専門職特任教員」には教学上の議事の際は、法務研究科委員会への出席を求めることができるが、通常の運営管理については出席を義務とはしていない。

資料1-1「立教大学大学院学則(専門職大学院学則を含む)」

資料1-2「立教大学特別任用教員(特任教員)任用規程」

資料1-3「法務研究科委員会規則」

資料1-4「教授・助教授・講師任用規程」

資料1-5「立教大学法務講師任用規程」

研究科委員会は隔週に開催し、特任教員が出席する拡大研究科委員会は適宜の開催とする。<立教大学特別任用教員(特任教員)任用規程>

## 2. 点検・評価

従来、本法科大学院独自の自己点検・評価委員会は存在しなかったため、執行部会とFD委員会とがその役割を分担し、管理運営全般については執行部会が、また、教育活動についてはFD委員会がそれぞれ自己点検および問題点の検討を行い、研究科委員会に対策を提案してきた。なお、2007年3月に、本法科大学院独自の自己点検・評価委員会を設置し、現在は同委員会が管理運営、教育活動全般について、自己点検・評価活動を行い、それに基づき研究科委員会に提案を行う体制をとっている。そして、研究科委員会では、その提案を十分に審議し、決定を行い、拡大研究科委員会において、特任教員と法務講師を含めた本法科大学院の全構成員に対して周知してきた。その意味では、自己改革に向けて、組織が十分に機能していると考えられる。

## 3. 自己評定

B

## 4. 改善計画

上記のように、自己改革を目的とした組織・体制は、適切に整備され、かつ、十分に機能していると思われる。今後は、2007年3月に設置した研究科独自の自己点検・評価委員会活動の充実を目指す必要がある。

1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

### 1. 現状

本法科大学院の理念（基本方針）・カリキュラム・科目概要・教員組織・教育施設・学費・在籍者数等の情報はすべて、本法科大学院のホームページとパンフレットに記載しており、在学生および本学への入学を希望するものに対して公開されている。また、入学選考の基準および方法は、ホームページとパンフレットのほか、入試要項に記載されている。このほか、毎年開催される本法科大学院の説明会においても、以上の説明を行っている。また、毎年2回発行するニュースレターによっても、これらの情報を適宜開示している。

次に、入学者および在学生に対する履修に関する情報（シラバス・修業年限・学位・修了要件・科目登録の方法・成績評価・単位認定）については、毎年4月に交付される履修要項に記載されている。

さらに、教員間では、研究科委員会の議事録を作成し、各専任教員に配布するとともに、研究科委員長室に常備し、専任教員以外の教員がいつでも閲覧できるようにしてある。

ところで、開示している情報に対する学内外からの意見や質問については、まず、法務研究科事務室の職員が対応し、問題に応じて、専攻主任と相談して回答する。具体的には、総務を担当する専攻主任と教務を担当する専攻主任の2名が、事柄に応じて事務担当の職員と協議を行う。そして、法務研究科委員会における協議を要する事項については、専攻主任が執行部会に提案し、その後、法務研究科委員会で協議して対応している。

### 2. 点検・評価

開示している情報の中で、とりわけ学外からの問い合わせが多いのは、入試に関するものである。これに対しては、ホームページの情報を常に更新し、対応しているとともに、法務研究科事務室の個別対応も適切であり、これまで特に問題が生じたことはない。

このほか、履修に関する情報についても、開示されている内容や範囲は適切であり、問題はない。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

特にならないが、今後も適切な情報を学内外に提供してゆけるよう努力を続けたいと考えている。

1－4－1 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

#### 1. 現状

前の項目の記載（1－2－1（3））と重複するが、本法科大学院は、既存の学部からは独立した研究科であり、その組織運営は、法務研究科委員会（原則として隔週開催）を行っている。研究科委員会は本法科大学院の専任の教員で構成され、その多くは学部には所属していない。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は本法科大学院を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となり、部長会において、全学の意思形成に参加するとともに、本法科大学院に関する予算・入試日程等の事項につき審議する。

教員の人事権も法務研究科委員会に属し、研究科委員会内に、採用・昇格・人事の専門委員会を設置する。また、研究科委員会は、カリキュラムおよび時間割の編成等も行い、学生からの授業評価アンケートをFD委員会が集約して、カリキュラムの改善を心がけている。

法務研究科委員会は、本法科大学院の教育活動に関する重要事項を決定する権限を有し、本法科大学院の自主性および独立性を確保するものである。

#### 2. 点検・評価

本法科大学院の自主性・独立性は、適切に確保されている。

#### 3. 自己評定

合

#### 4. 改善計画

特になし。

1-4-2 法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

1. 現状

本法科大学院は、少人数教育を学生に約束している。この点は、適切に実施されているため問題はない。また、開設科目については、一部の科目において、担当者が在外研究や所属学部における講義の都合により開講できなかったことはあるものの、その翌年度には開講しているため、特に問題はないと思われる（各年度の履行状況報告書参照）。

2. 点検・評価

開設科目については、文部科学省に対する履行状況報告においてもこれまで特に問題がなく、教育活動等の重要事項について学生に約束したことは適切に実施している。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

今後も、学生に対しては、誠実に教育活動を行い、その期待に応えるようにしたい。

### 1-5-1 特徴を追求する取り組みが適切になされていること。

#### 1. 現状

冒頭（1-1-1）に述べたように、本法科大学院は、①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成、③深い思考と洞察ができる法律家の養成、④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティヴな実践力を有する法律専門家の養成という4つのコンセプトの下に、いかなる専門領域においても、優れた応用能力を発揮する基礎的な知識と思考力・洞察力とを兼ね備えたジェネラリストとしての法曹を養成することを追求している。そして、このような法曹の養成を可能にするものとして、本法科大学院では、理論と実務の架橋を重視し、これを充実させるために独自の取り組みを行っている。すなわち、本法科大学院では、3年標準型1年次において、1学年40名程度を2クラスに分け、「民法基礎演習」を前期と後期に各2単位ずつ展開している。この「民法基礎演習」は、民法の研究者教員または法学部で民法の演習を長く担当していた実務家教員に加えて、法務講師が参加する。そして、具体的には、民法の基本的な判例を素材に、法務講師が、第1審からの当事者の主張を要件事実も考慮しながら整理し、なぜ原告がこのような主張をしたのか、また被告はどのような応答をしたのかを確認して、争点整理を行う。そして、最高裁の判旨については、研究者教員を中心に、その射程や学説の対応などを検討する。この演習によって、学生は、弁護士や裁判官がどのような考えに基づき結論に至ったかを理解することができ、理論のみならず、実務的な感覚を身につけてゆくことができよう。

上記の形式は、2年次および3年次の演習においても維持され、とりわけ2年次の「民事法演習1（前期）および3（後期）」では、より複雑な事案の判例を素材に、研究者教員と法務講師とが2名1組で、学生に対応している。刑事系においても、「刑事法演習1・3」において同様に研究者教員と実務家教員が対応している。

このようにして培われた知識と思考力・応用力を前提に、学生は2年次の後期または3年次の前期に実務基礎科目（「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」）を学び、さらには「模擬裁判」と弁護士事務所での「エクスターンシップ」によって、訴訟実務における法律運用の実際を学ぶこととなる。とりわけ、「模擬裁判」は、選択科目ではあるが、民事または刑事のいずれかを必ず履修するよう学生を指導し、事実上の必修科目となっている。というのも、本法科大学院では、司法研修所におけるそれと同じように、模擬裁判を理論と実務教育の総括として位置づけ、これを重視しているからである。

本法科大学院では、学生に対して、できる限り司法研修所の教育と同じレベルの教育内容を提供しようと心がけている。それは、深い思考と洞察ができ、しかも、アクティヴな実践力を有する法律家を養成しようとする本法科大学院の理念に基づくものである。

#### 2. 点検・評価

理論と実務の架橋については、意識的にとくに力を入れて教育を開拓している。そして、そのことは、民事・刑事のいずれにおいても、2005年4月に第1審裁判長クラスの現役裁判官が退官して専任教員となり、かつ、近年まで司法研修所の上席弁護教官を勤めていた弁護士が専任教員となって、「民事実務の基礎」においては裁判官・弁護士の、「刑事

「実務の基礎」においては裁判官・検察官（派遣）・弁護士の、完全な協同授業を展開しているという人的配備に現れている。また、未修1年次から、少人数クラスで、研究者教員が法務講師と毎回綿密な打ち合わせを行いながら演習を展開する民法基礎演習は、他の法科大学院に類を見ない徹底した協同授業になっていると自負しており、学生の授業評価アンケートにおいても高く評価されている。

しかし、このような試みは、教員構成や教員数の問題もあって、いまだすべての科目に貫徹されているわけではなく、殊に公法系科目では実施が難しい。また、実務を学ぶうえでは、「エクスターンシップ」が重要であるが、本法科大学院では、「エクスターンシップ」が1週間（1単位）と短く、その位置づけをさらに高める必要がある。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

「エクスターンシップ」については、2009年度から2週間・2単位とする予定である。これによって、「エクスターンシップ」を履修する学生のインセンティヴが高まるとともに、その内容のさらなる充実を図ることができよう。また、リーガルクリニックも、現時点では試行段階であるが、同じく2008年度から、その単位化が予定されている。

2-1-1 適切な学生受け入れ方針、選抜基準および選抜手続きが明確に規定され、適切に公開されていること。

## 1. 現状

### (1) 学生受入方針（『2007年度法務研究科入試要項』2ページ）

本法科大学院は、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、以下のコンセプトを掲げて創設された。

- ① 等身大の人間へのあたたかいまなざしをもち、豊かな教養と幅広い識見に基づいた深い思考と洞察ができる法律家の養成
- ② ①の素養を備えたうえでアクティブな実践力を有する法律家の養成

本法科大学院は、このようなコンセプトの下で、少数精銳の、密度の濃い教育を行う。入学者選考にあたっては、公平性、開放性、多様性の理念を中核に据えた上で、このような教育にふさわしい能力と資質があるかどうかを問う試験を実施する。

このうち能力の面は、適性試験によって測られる基礎的な学力、小論文試験によって測られる文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、文章による論理的な表現力、法律科目試験によって測られる法律基本科目に関する基礎的な学力、面接試験によって測られるコミュニケーション能力や社会問題に対する関心度と理解力など、さらには大学における学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の任意提出書類などによって総合的に判定することになる。

また、資質の面は「こころざし」、つまり法曹をめざすに至ったのはなぜか、法曹になつて何をするのか、などについて自己推薦書、面接試験によって測る。漠然とした「あこがれ」ではなく、目的意識を明確にもつた「こころざし」こそ、入学した後の勉学へのエネルギーとなるはずだからである。

最終的には、これら各種の試験の結果を総合的に評価して、立教法科大学院の教育を受けるにふさわしい、バランスのとれた能力をもち、さらには「こころざし」を掲げて、それに向かって真摯に努力を重ねる意欲と資質を兼ね備えた人材の選考を行う。

以上のポリシーは、本法科大学院のカリキュラムや学習環境のほか、奨学金制度などにも一貫して反映されている。

### (2) 選抜基準（『2007年度法務研究科入試要項』7ページ）

#### ア. 社会人・他学部卒業（見込）者について

「社会人」または「他学部卒業（見込）者」を募集人員の3割以上確保する目的で、第1次選考結果発表時において両者の占める割合が3割以上となるように配慮している。両者の定義は、以下の通りである。

「社会人」とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、2007年4月1日現在満25歳以上の者をいう。

「他学部卒業（見込）者」とは、法律学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）[以下の例を参照]以外を卒業（見込）した者をいう。

両者に、該当するかどうかは、提出された書類をもとに、出願後に本法科大学院が審査する。

[法律学を主たる専攻とする学科例]

法学	法律学	私法学	公法学	経営法学	法律政治学	法政学	国際・比較法学
企業法学	国際企業関係法学	法政ミニケーション	地球環境法学	国際関係法学	現代法学	現代ビジネス法学	総合実践法学

イ. 出願コースの選択について

出願時に、「3年標準型」コース、「併願（3年標準型移行合格）」コース、「2年短縮型」コースを選択させている。なお、出願後のコースの変更は、一切できない。

ウ. 「併願（3年標準型移行合格）」について

「併願（3年標準型移行合格）」コースは、第2次選考と第3次選考において、まず「2年短縮型」コースについて選考し、これに不合格の場合（補欠者となった場合を含む）は「3年標準型」コースについて選考し、合格点に達していれば、「3年標準型」に移行合格できるコースである。

「併願（3年標準型移行合格）」コースに志願したことによって、「2年短縮型」コースの合否判定に有利不利が生じることは一切ない。また、選考料も専願者と同額である。

ただし、「3年標準型」に移行合格後、「2年短縮型」に繰り上げ合格となった場合は、自動的に「2年短縮型」合格者となる。

エ. 適性試験の取扱いについて

出願にあたっては、独立行政法人大学入試センター（以下、DNC）または（財）日弁連法務研究財団（以下、JLF）が2006年度に実施した法科大学院（統一）適性試験を受験していることが条件となる。出願時に、成績カード（成績証明書）を提出するとともに、第2次選考試験日に法科大学院（統一）適性試験受験票を持参させる。

本法科大学院では、JLFのホームページで公表される「対応表」を利用して、JLFの統一適性試験の成績をDNCの適性試験の成績に換算して評価している。両方の適性試験を受験した者は、「対応表」に基づき、自己の能力を証明する上で最適と判断した方の成績のみを提出することができる。

オ. 3年次在学出願について

4年制大学の第3学年に在学している者であって、所定の単位を優秀な成績で修得したと本法科大学院が認める者につき、入学を認める制度（いわゆる「飛び入学」制度）を導入している。

## (3) 選抜手続(『2007年度法務研究科入試要項』3ページ)

事項	日程	備考
出願資格審査受付期間 (注)	8月1日(火) ～8月3日(木)	出願資格第4号、5号、7号の志願者のみ
出願受付期間	8月30日(水) ～9月5日(火)	出願はすべて郵送に限ります。 締切日の郵便局消印有効
第1次選考結果発表日	9月22日(金)	合格者には第2次選考の集合時刻・集合場所等を記載した受験票を送付します。
第2次選考(筆記試験)	10月1日(日)	
第2次選考結果発表日	10月13日(金)	合格者には第3次選考の集合時刻・集合場所等を記載した受験票を送付します。
第3次選考出願受付期間	10月13日(金) ～10月20日(金)	第3次選考料の納入 締切日の金融機関収納印有効
第3次選考(面接試験)	10月29日(日)	
合格者・補欠者発表日時	11月11日(土) 11時	合格者には、入学手続書類等を送付します。
第1次入学手続期間	11月13日(月) ～11月22日(水)	入学金を含む学費その他の納入金の納入
補欠からの合格者発表日時	12月1日(金) 11時	補欠からの合格者には、入学手続書類等を送付します。
補欠からの合格者 第1次入学手続期間	12月1日(金) ～12月15日(金)	入学金を含む学費その他の納入金の納入
第2次入学手続期間	2007年2月1日(木) ～2月7日(水)	入学手続書類の提出

※選考方法、および合格発表の詳細な内容については、『2007年度法務研究科入試要項』17ページ～19ページ参照。

毎年度6月上旬に『法務研究科入試要項』およびホームページにて、上述の情報を公開している。

## 2. 点検・評価

アドミッション・ポリシーは明確であり、学生の選抜基準および選抜手続も明確である。しかも、これらの情報については、入試要項のほか、ホームページにおいても適時開示されているため、問題はない。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

2-1-2 入学者選抜が、入学者選抜の基準および手続に従って適切に実施されていること。

### 1. 現状

入学者選抜の基準は、以下のとおりである。

①適性試験によって測られる基礎的な学力。出願時に適性試験成績表を提出させ、第1次選考の際、その成績を参照する。

②小論文試験によって測られる文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、文章による論理的な表現力。第2次選考として、3年標準型（未修者）・2年短縮型（既修者）双方に実施される小論文問題作成時、および採点時に上記の趣旨を担当者がその都度事前に確認しつつ、各作業をすすめる。

③法律科目試験によって測られる法律基本科目に関する基礎的な学力。2年短縮型（既修者）を志願した学生に対し、第2次選考において法律科目試験（公法、民事法、刑事法）を課し、その学力を測る。

④面接試験によって測られるコミュニケーション能力や、社会問題に対する関心度と理解度など。面接試験（第3次選考）前に面接官担当者を招集し、『法務研究科面接実施要領』（資料2-1）に沿って、面接の目的・着目点・面接内容・留意事項・評価の方法について説明会を行う。面接官が複数チームになっても、同じ基準で面接できるよう事前確認を行う。

⑤学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の任意提出書類の提出による総合的判断。出願時に学業成績（社会人は任意）、志願者報告書（経歴を記載）、任意提出書類を出願時に提出させ、それらを第3次選考の際、面接資料として参照する。

2007年度の入試は、以下の日程で実施された。

出願期間	8月1日（火）～8月3日（木）
第1次選考結果発表日（適性試験成績による選考）	9月22日（金）
第2次選考（筆記試験）	10月1日（日）
第2次選考発表日	10月13日（金）
第3次選考（面接試験）	10月29日（日）
合格者・補欠者発表	11月11日（土）
補欠からの合格者発表	12月1日（金）

→『2007年度法務研究科入試要項』3ページ

### 2. 点検・評価

入学者選抜は、客観的な選抜基準および手続に従い、公平かつ公正に実施されている。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

特になし。

2-2-1 適切な法学既修者の選抜基準・選抜手続および既修単位の認定基準・認定手続きが明確に規定され、適切に公開されていること。

### 1. 現状

#### (1) 法学既修者の選抜基準・手続について

##### ア. 選抜基準

「2年短縮型コース志願者（既修者）」を対象に法律科目試験を課す。まず、公法、民事法、刑事法各科目の基準点による選考を行い、すべての科目の基準点を超えた者で、さらに法律科目試験の合計点による選考を行う。→『2007年度法務研究科入試要項』17ページ

【参考1】第12回法務研究科開設準備室会（2004年1月6日）

法務研究科法律科目試験採点要領の留意事項

各科目のうち1科目でもその30パーセント未満の者、またはその総得点が30パーセントに満たない者は、法学既修者としては認めないものとする。

【参考2】第14回法務研究科開設準備室会（2004年1月23日）

法律科目査定会

法律科目3科目のいずれかについて、得点が満点の30パーセント未満の者を席次付与対象から除外する、前回の室会で決定した案に加えて、25パーセント未満のものを除外する案を検討した結果、25パーセント案を採用することとした。（以下、後略）

##### イ. 選抜手続

第2次選考時に、法学既修者に対し以下の筆記試験を課す。

公法（憲法・行政法）100点

民事法（民法・民事訴訟法・商法）150点

刑事法（刑法・刑事訴訟法）100点

→『2007年度法務研究科入試要項』3ページ、17ページ

#### (2) 既修単位の認定基準・手続

##### ア. 認定基準

第2次選考における法律科目試験において、選抜基準を超えたもの（各法律科目の基準点をすべて超えたもの）。

##### イ. 認定手続

「2年短縮型」入学時に必修科目30単位（詳細は、以下の（3）を参照）一括認定する。

#### (3) 「修得したとみなされる単位」と選抜・認定の基準・方法の関係

##### ア. 選抜・方法

第2次選考に合格したものは、すべての法律科目試験の基準点を超えていたため、法律科目における基本的な学力を有するとして、以下の科目の単位を入学時に一括認定す

る。

#### イ. 認定内容

- ①公法（憲法・行政法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。  
    公法1（2単位）、公法2（2単位）
- ②民事法（民法・民事訴訟法・商法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。  
    民法1（4単位）、民法2（2単位）、民法3（2単位）、  
    民事手続法1（2単位）、  
    商法（4単位）、  
    民法基礎演習1（2単位）、民法基礎演習2（2単位）
- ③刑事法（刑法・刑事訴訟法）による基本的な学力認定の結果、以下の単位を認定する。  
    刑法1（2単位）、刑法2（2単位）、  
    刑事手続法1（2単位）、刑事手続法2（2単位）  
→『2006年度履修要項』19ページ

（4）法学既修者の選抜基準・手続、既修単位の認定基準・手続の内容が開示されている媒体と開示時期（※カッコ内は開示時期を示す。）

#### ア. 法学既修者の選抜基準・手続

ホームページ（随時）・入試要項（2006年6月上旬）3ページ、7ページ、17ページ

#### イ. 既修単位の認定基準・手続

ホームページ（随時）

『2007年度法務研究科入試要項』3ページ（2006年6月上旬）

『2006年度履修要項』19ページ（2006年4月上旬）

（5）既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことがあるか。

3年標準型（未修者）・2年短縮型（既修者）の併願を認めているので、各種入学試験説明会・相談会において、併願制度を設ける趣旨、既修者認定についての一般的な説明を行い、入学希望者から個別質問があった場合にも、できるだけ詳細に説明し、その趣旨を理解できるようにこころがけている。学生に対しては、すでにその趣旨が周知されているので、正式な機会を設けて、意見を聴取したことはないが、個別の意見が出た場合には、対応できるようにしている。ただし、そのような意見、質問を受けたことがないので、疑問・意見等はないものと思量する。

## 2. 点検・評価

法学既修者の選抜方法および既修者の単位認定の基準・方法については、特に問題はなく、公正かつ適切に実施されている。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

なし。

2-2-2 法学既修者の選抜および既修単位の認定が、所定の選抜・認定の基準および手続に従って適切に実施されていること。

#### 1. 現状

(1) 各年度の入学者数、法学既修者数

	2004年度		2005年度		2006年度	
	入学者数	法学既修者数（内数）	入学者数	法学既修者数（内数）	入学者数	法学既修者数（内数）
学生数	67	21	65	27	86	32
学生数に対する割合	100%	31.3%	100%	41.5%	100%	37.2%

(2) 既修者認定・既修単位認定が、定められた選抜・認定の基準・手続き（2-2-1参照）に従って実施されたかどうか。

例年、既修者として志願した受験生に法律科目試験を課し、一定の成績以上を修めたものに対し入学を許可する。また、本研究科1年次に配当される必修科目を修得したものとして、定められた単位を入学時に一括単位認定している。

(3) 既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態の有無、およびその際の対応、調査結果

現在に至るまで、特に疑問を提起されることはなかった。

#### 2. 自己点検・評価

法学既修者の選抜および既修単位の認定については、明確な基準と手続に従って実施しているため、特に問題はない。

#### 3. 自己評定

合

#### 4. 改善計画

なし。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」または「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

### 1. 現状

	法学部出身者	他学部出身者	実務経験者等	合計
入学者数 2006年度	52	20	14	86
合計に対する割合	60.4%	23.3%	16.3%	100%
入学者数 2005年度	42	7	16	65
合計に対する割合	64.6%	10.8%	24.6%	100%
入学者数 2004年度	33	13	21	67
合計に対する割合	49.3%	19.4%	31.3%	100%

#### (1) 「他学部出身者」の定義

他学部卒業（見込）者について→『2007年度法務研究科入試要項』7ページ  
「他学部卒業（見込）者」とは、法律学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）以外を卒業（見込）した者。

##### 《法律学を主たる選考とする学科例》

法学、法律学、私法学、公法学、経営法学、法律政治学、法政学、国際・比較法学、企業法学、国際企業関係法学、法政コミュニケーション学、地球環境法学、国際関係法学、現代法学、現代ビジネス法学、総合実践法学

#### (2) 「実務等経験者」の定義

社会人について→『2007年度法務研究科入試要項』7ページ  
「社会人」とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、(2007年度入試出願の場合) 2007年4月1日現在満25歳以上の者をいう。

#### (3) 「他学部出身者」、「実務等経験者」それぞれの定義理由

##### ア. 「他学部出身者」の定義

「他大学の『他学部』を正確に把握するのは、実質的に困難であるが、主要大学の学部一覧表を基に学科単位で『他学部』の認定をしていく。よって、法学部法律学科以外は他学部になる可能性があるので受験生には個別に問い合わせをしてもらうことで対応する予定である。」(2003年10月15日 法務研究科開設準備室会 第8回記)

録)

イ. 「実務等経験者」(=「社会人」)の定義

社会人の定義は『修士課程までの出願資格条件を満たし、出願時までに2年以上の社会的実践活動を経験している者』とする。(2003年5月20日 第11回法科大学院入試・広報小委員会記録)

(4) なお、本法科大学院では、第1次選考の結果として、他学部出身者、社会人(実務等経験者)が3割以上になるようにする旨、入試要項、入試説明会・相談会で告知し、説明しているが、そのような措置を採らなくても、第1次選考の結果、3割以上となっており、第3次選考の結果も、3割以上となっているので、まったく問題なく、法科大学院設置の趣旨が満たされている。また、ホームページ(入試について→4. 入試概要)、および入試要項(『2007年度法務研究科入試要項』7ページ)に以下の文章を記載し公表している。

『社会人』または『他学部卒業(見込)者』を募集人員の3割以上確保する目的で、第1次選考結果発表時において両者の占める割合が3割以上となるよう配慮します。両者の定義は、以下の通りとします。

『社会人』とは、出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、2007年4月1日現在満25歳以上の者。

『他学部卒業(見込)者』とは、法律学を主たる専攻とする学科(または学科に相当する課程)以外を卒業(見込)した者。

両者に、該当するかどうかは、提出された書類をもとに、出願後に本研究科が審査します。」

2. 点検・評価

本法科大学院の入学者においては、法学部以外の他学部出身者および社会人(実務等経験者)が3割以上であり、問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

なし。

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

1. 現状

・収容定員 210名  
・専任教員総数 19名

- ・専任教員と担当科目の一覧表は、自己点検・評価報告書の末尾に添付
- ・専任教員の教員個人調書は別紙添付

・専任教員の適格性について、各教員の採用時および法科大学院の自己点検時にどのように検証しているのか。

教員の採用時においては、履歴書、業績目録を提出してもらい、法務研究科委員会内に組織された人事委員会において選出された複数の報告委員が業績である著書、論文を読み、本法科大学院において担当する授業について適格であるかどうかを精査し、人事委員会、研究科委員会の2段階においてその内容を報告し承認するという厳格な手続きを行っている。

自己点検時においては、各教員から提出された新しい教員調書についてFD委員会が精査し、法科大学院開設時、採用時において適格であった教員についてもその後適格性を欠くことになっていないかを再度確認するという手続きを踏んでいる。

2. 点検・評価

専任教員数は19名であり、学生12人について1名以上の比率であり、15人について1名以上の基準を大きく越えている。

専任教員の適格性およびその検証方法についても特に問題はないと考える。

3. 自己評定

合

4. 改善計画等

現状において改善の必要は認められない。

3-1-2 法律基本科目的各分野毎に必要数の専任教員がいること。

1. 現状

- ・憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法とも、別紙教員調書の通り科目適合性を満たしている。
- ・各分野の必要数、実数

	憲 法	行政 法	民 法	商 法	民事訴訟 法	刑 法	刑事訴訟 法
必要 教員数	1	1	1	1	1	1	1
実員数	1	1	3	2	1	1	1

2. 点検・評価

- ・各専任教員は、教員個人調書の通り、科目適合性を満たしている。
- ・各分野毎の専任教員数は、上記表の通り、基準の必要数を充たしている。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

既に必要数を満たしているが、さらに充実をはかるために、2007年10月から、民法担当の専任教員をさらに1名採用することが決定している。

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

1. 現状

- ・法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員の数

現在の実数は専任教員19名中8名であり、4割以上である。2割以上の基準を大きく超えるものである。

- ・教員個人調書の通り、各教員の実務経験は十分である。

2. 点検・評価

実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性および割合につき問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特に改善の必要はないと考える。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

1. 現状

- ・法科大学院における「教授」の資格要件と認定手続き

採用時においては、法務研究科委員会内における人事委員会において履歴、業績を精査したのち、研究科委員会において提案され、認定する。

昇格においては、法務研究科教員資格審査基準に照らし、昇格委員会が設けられ、業績等を精査したのち、研究科委員会において昇格提案がなされ、認定する。

- ・専任教員全員の数と、その内の教授の数

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	17	2	19	8	0	8
計に対する割合	89.5%	10.5%	100%	100%	0%	100%

2. 点検・評価

専任教員に対する教授の割合は半数を大きく超えて89.5%であり、問題ない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特に改善の必要は認められない。

3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

### 1. 現状

- 専任教員人数および年齢（2006年4月1日時点での年齢）

		40歳以下	41~50歳	51~60歳	61~70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	3	3	3	2	0	11
		27.3%	27.3%	27.3%	18.1%	0%	100.0%
	実務家教員	0	0	6	2	0	8
		0%	0%	75%	25%	0%	100.0%
合計		3	3	9	4	0	19
		15.8%	15.8%	47.4%	21.1%	0%	100.0%

### 2. 点検・評価

- 教員の年齢構成は、50歳代を中心として、30歳代から60歳代まで分布しており、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点から、理想的な年齢構成であると考える。
- このような構成を維持するため、採用時において、現有教員の年齢構成を考慮したうえで、適切な年齢の教員を採用している。

また、大学の定年は原則として65歳であり、特任教員の場合も70歳である。また、非常勤講師についても、65歳以上の教員については、特に必要性がある場合に限り、厳格な手続きを踏んでいる。その結果、70歳を超える高齢の教員はいない。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

- 特に改善の必要は認められない。

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

1. 現状

専任教員、兼担・非常勤教員についての、男性、女性別の人数表

性別 教員区分	専任教員		兼担・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	9	8	19	6	42
	21.4%	19.1%	45.2%	14.3%	100.0%
女	2	0	4	1	7
	28.6%	0%	57.1%	14.3%	100.0%
全体における女性の割合	10.5%		16.7%		

2. 点検・評価

・教員のジェンダー構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点からすると、女性教員がやや少ない。

・教員の採用にあたっては、ジェンダー構成を意識し、女性任用を心がけているが、分野によっては適切な人材を見出し難く、3割以上は難しい状況である。しかし、特に専任教員の女性が2名と少ないと鑑み、専任教員以外の補助教員（本法科大学院における「法務講師」）として女性を1名任用し、専任教員との協同授業やオフィス・アワーを持つことによって、教育、研究の維持発展をはかっており、学生からも好評である。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

・ただちに、改善することは難しいが、教員の任用にあたっては、引き続きジェンダー構成に強く留意したい。

3-2-1 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

### 1. 現状

・2004年、2005年、2006年の各学期毎の、教員の担当コマ数（時間単位）の最長、最短、平均値

#### 2004年前期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	3	2	1	1	
最低	0	0	0	0	
平均	1.78	1.2	0.22	1	1コマ 90分

#### 2004年後期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	3	2	1	0	
最低	0	1	0	0	
平均	1.44	1.2	0.78	0	1コマ 90分

#### 2005年前期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	5	4	2	1	
最低	0	1	0	0	
平均	2.36	2.44	0.44	0.5	1コマ 90分

#### 2005年後期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	4	5	2	1	
最低	0	0	0	0	
平均	1.55	2.63	0.94	0.5	1コマ 90分

2006年前期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	6	6	2	1	
最低	0	1	0	0	
平均	2.6	3.25	0.61	0.57	1コマ 90分

2006年後期

教員区分 授業時間数	専任教員		兼担教員・非常勤教員		備考
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最高	4	5	2	1	
最低	0	0	0	0	
平均	1.9	2.75	0.61	0.43	1コマ 90分

2. 点検・評価

- ・担当授業時間数が、授業の準備等に要する時間等を考慮しても、適當なものであると考える。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

- ・特に改善の必要性は認められない。

3-2-2 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

### 1. 現状

本法科大学院においては、教員の授業やその準備等を支援するための仕組み体制として、第1に、「法務講師」という名称の補助教員をおいている。法務講師は、4名とも何らかの授業に継続して参加し、とくに演習においては専任教員との協同によって成果を挙げている。また、模擬裁判等の実務系授業においても授業準備のために専任教員の作業を分担している。さらに、全員オフィス・アワーも持ち、専任教員に比して比較的若手の教員であることから、学生が質問、相談しやすく、好評である。

第2に、各授業ごとに、教員の補助のために、学生によるTA（ティーチング・アシスタント）を置いている。TAは、各教員の指示により、教材作成の補助、授業準備、学生への伝達等を行っており、専任教員の負担軽減と潤滑な授業運営にとって、重要な役割を担っている。

・ティーチング・アシスタント等、授業の補助をする者の数、および法科大学院の事務スタッフの数

教員総数	職員総数	法務講師の総数	TAの総数
49	5	4	25

・授業で配布する教材・レジュメを作成する体制は、専任教員が自ら作成するほか、上記TAが作成することもあり、さらに、コピーの単純作業については、全学的な体制として、「教材印刷室」がある。教材印刷室への依頼は、専任教員の研究室がある階のボックスに原版を入れておくことによってなすことができ、完成コピーもそのボックスに配達される。特に大量のコピーを用意する場合に用いており、有益である。

### 2. 点検・評価

教員の授業やその準備を支援する仕組みや体制は、十分に整備されていると考える。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

特に改善の必要は認められない。

### 3-2-3 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1. 現状

##### 〔現状〕

研究のための制度環境については、下記のように、研究資金、研究室については充実している。

さらに、社会科学系図書館、法務資料室について専任教員は毎日24時間利用可能である。研究用に社会科学系図書館が購入する図書について専任教員はリクエストすることもできる。

研究室のパソコンおよび自宅パソコンから、判例等のデータを閲覧することもできる。そのために、法律情報を提供する業者（TKC、レクシスネクシス等）と契約し、各教員にIDを付与している。

このように現状は、研究環境としては申し分ないものと言える。専任教員はこの環境を利用し、活発な研究活動を行い、成果を発表している。

##### 〔研究活動のための資金〕

教員が研究活動の為に使用できる資金額として、個人研究費があり、図書費、消耗品費、出張旅費等に支出することができる。金額は、現在、1人あたり年29万円である。その他に、年3回、学会のための出張については別枠で申請により実費が支給される。

研究用のコピーについては、300枚用のコピーカードを1人年間7枚支給し、自由に用いることができる。

また、本法科大学院独自ではないが、全学的組織としてリサーチ・イニシアティブセンター、総合研究センター、国際センターが設けられており、立教大学学術推進特別重点資金、立教大学研究奨励助成金、立教大学総合研究センタープロジェクト研究費の募集を行っている。

##### 〔研究休暇制度〕

全学的制度として従来から研究休暇制度があったが、法務研究科専任教員については、開設後3年間、現実的にはほとんど利用することは不可能であった。しかし、今後の教員の研究活動にとって研究休暇制度は不可欠であることから、本法科大学院においても、研究休暇・在外研究について確認し、今後の積極的に研究休暇を利用して各教員の研究の進展をはかる予定である。

#### 資料3-1「研究休暇・在外研究・研究室整備に関する確認事項」

##### 〔研究室〕

研究室の状況は、専任教員については共同利用もなされているが、基本的には全専任教員に個室が割り当てられており、法務講師にも共同研究室が割り当てられている。

各教員は、毎日24時間体制で利用することができる。各研究室にはインターネットに常時接続できるLANが配備されており、ネット上から情報を取得することができる。

各研究室に教員専用時および4年に1度、研究室整備のために1研究室につき予算30

万円を割り当て、パソコン等の整備を図っている。

〔紀要〕

法科大学院としての紀要是発行していないが、従来から法学部が発行してきた立教法学（年4回発行）に法務研究科教員も寄稿することができ、活発な研究発表がなされている。本法科大学院自体では、現在ニュースレターを年2回発行しており、法科大学院における研究活動について紹介することもある。

2. 点検・評価

- ・教員の研究活動を支援するための制度や環境の充実度は、十分なものと思われる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

現状でも十分に配慮されているが、さらに充実をはかるために、現在発行しているニュースレターのほか、紀要を発刊すべく、検討を行っている。

4－1－1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) FD委員会

教育内容および教育方法の改善のための組織としては、FD委員会がある（資料4-1「法務研究科FD委員会規則」）。FD委員会は、各法系の専任教員、実務家教員と研究者教員によって構成される。現在は、民事系2名（実務家教員、研究者教員各1名、いずれも専攻主任）、公法系1名（研究者教員・研究科委員長）、刑事系1名（実務家教員）によって構成されている。FD委員会による提案は、法務研究科委員会において協議・決定される。また、FD委員会とは別に、学部の兼担教員も含めて、拡大FD委員会を開催することもある（資料4-2「法務研究科拡大FD委員会規則」）。この拡大FD委員会は、これまで数回開催されている（資料4-3「法務研究科拡大FD委員会議事録」）。その後は、法務研究科委員会においてFDが審議されているが、拡大FD委員会は開催されていない。

FD委員会は、毎月2回、執行部会の後に開かれている。FD委員会の役割は、授業評価アンケートを実施し、その内容を審議するほか、カリキュラムの改正・進級制の導入等、教育内容に関する協議を行い、法務研究科委員会に提案を行うことである（決定権限はない）。2006年度は、FD委員会の提案に基づき、先修制から進級制への変更が決定された。

なお、FD委員会での協議事項の基礎となる教務に関する事項については、専攻主任と教務担当の事務職員によって構成される教務連絡会（随時開催）において事前に検討される。例えば、上記の進級制も、この教務連絡会において協議された後、FD委員会に提案され、同委員会の審議を経て法務研究科委員会に提案されたものである（資料4-4「教務連絡会打ち合わせメモ」）。

### (2) 科目毎のFDについて

FDは、各科目毎にその担当教員間でも行われている。また、各法系においても、FDを行っている。

#### <民事系科目のFD活動>

##### ア. 科目ごとの活動

###### (ア) 「民法基礎演習1・2」、「民事法演習1・3」

これらの授業は、いずれも、2クラス展開で、研究者教員と実務家教員が協同授業を実施しているが、これらの授業では、①担当者全員で、学期始めに授業の進め方について協議し、②授業時間内の小テストについて、2クラスが同一時間に開講される科目では共通問題を作成して大まかな採点基準を統一し、異なる時間に開講される科目では事前に出題レベル等について協議し、③毎回の授業の前に、質問内容等について綿密な検討を行って、各クラスの研究者教員と実務家教員が、相互に担当部分についての授業内容を十分に把握した上で、協同で授業を進めている。

###### (イ) 「民事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の実務家教員と弁護士の実務家教員の協同授業で、裁判官の立場からの実務と弁護士の立場からの実務を教えるのであるが、両教員は、いずれも各回の授業全部に同席し、相互に相手の担当部分の授業内容を検討し、議論を重ねている。

(ウ)「民事法演習5」

この科目では、開講前に担当者全員が集合して、今年度の授業の進め方について協議している。

イ. 民事法全体

民事法全体については、各科目間について重複がないか、段階的なレベルになっているか（例えば、民法基礎演習では平易な判例を、民事法演習ではレベルの高い判例を扱う）等を協議している。

<刑事系科目的FD活動>

(ア)「刑事法演習1」

この科目は、2005年度、2006年度において、実務家教員（元裁判官）と研究者教員が協同して担当した。2006年度は、2005年度の授業における学生の反応・希望等（授業評価アンケート結果、授業における応答状況、試験結果等）を参考として、同年末から2006年始めにかけ、最近の重要判例、法改正等を踏まえて、教員間で課題とすべき項目を協議してシラバスを作成し、その後同年3月ころまでに、課題判例の候補を持ち寄って、判例としての重要性（その判例に含まれている法理論的な問題点に加え、事実認定上・実務運営上の問題点の重要さ）、学生の予習負担の程度等をも検討して選定した。その後、毎回、遅くとも授業の2日前までに、その回に配布するレジュメ案・参考文献等の検討、小テストの内容の打合わせを行った。達成度確認（中テスト）については、1月ほど前から問題案を検討して決定した。そしてテストの後には、採点結果を共同で分析した。

(イ)「刑事法演習3」

この科目は、「刑事法演習1」と同様に実務家教員（刑法担当）と研究者教員（刑訴法担当）が年度前に前年度の問題点を踏まえてシラバスを作成し、年間計画について打合わせ、新判例、改正法等の取扱い等への対応を検討し、授業には分担にかかわらず同席して補足コメントをし、授業の前後の打合わせも頻繁に行った。

また、中テスト（達成度確認）は、共通の演習課題とした判例で問題となった点を中心に創作し、成績評価についても、教員間の協議により、共通課題部分が減少したことなどを考慮して中テスト（60%）、出席・授業参加の程度等（40%）を総合考慮した。

(ウ) 刑事実務の基礎

この科目については、元裁判官の教員、派遣検察官教員、弁護士教員の3名で担当し、その回のテーマに応じて主任の担当者を定めるが、それ以外の教員も原則として全員同席し、授業内容を把握した上、補足的なコメントを加えている。加えて、刑事法の研究者教員（刑訴法）にオブザーバー参加を求め、ほとんどの授業を参観した上、学生の理解度や反応等についてもその意見を聞き参考とした。

教員間の協議により、前記「刑事法演習1・3」同様に前年度の結果を踏まえて年間授業計画、課題等を決めてシラバスを作成し、毎回、事前の検討・準備をし、授業後の打合わせも行っている。

定期試験についても、前記3名の実務家教員が問題案を持ち寄り、授業で扱った事例・法律問題との関連にも配慮し、実務科目として特徴を活かすため、法律的な問題点に止めず、当該事例において実務上在るべき方策を問う出題とした（資料4-5）。

#### （工）「模擬裁判（刑事）」

この科目は、前期集中科目とされ夏期休業期間の最初に実施されている。「刑事実務の基礎」と同じ教員3名で担当しているが、この教員3名は、授業内容はもちろん、学生に対する説明、扱う教材の選定、準備期間・内容、公判実施の日程、参加人数、各役割の割当方法、責任者の指名方法等を含めて、授業実施の前後のほか、シラバス作成、履修希望者への説明会、学生の選別・決定の際などにも事前打合わせを綿密に行ってい

#### （3）授業相互の見学・検討

本法科大学院では、前期および後期の一定の期間に、全教員に相互参観を励行するよう呼びかけ、その報告書を提出してもらっている（資料4-6）。

#### （4）外部研修会への参加

以下の研修会に参加した。

##### ①2005年12月3日 法科大学院協会主催

シンポジウム「法科大学院における臨床系教育」（資料4-7）

2005年12月6日第16回法務研究科委員会記録抜粋

〔臨床系教育シンポジウム〕

・法科大学院協会のアンケートにもとづく報告がなされた。

エクスターンシップ、クリニック、シミュレーションの3つに集約され、3年次に2単位という大学が多い。臨床系科目をどのような位置づけにするかが課題である。

当日の意見として以下のようなことが出された。

体験だけにするのか、実習後のカリキュラムにフィードバックさせるのか。

エクスターンシップだとモチベーションを高め、体験志向が強いのはよいが、反面、外部にまかせきりになりがちである。クリニックだと学内で手当できるメリットもある。

今後のカリキュラムの位置づけとしては、法科大学院であるべき形を決めてから、実務研修所の体制を考えていったらどうか。

・各法科大学院学生の体験報告として、学生自らエクスターンシップ先を探して、大学がそれを認定する大学、学生主体でクリニックを行った大学、本格的に訴訟事件も扱った大学などの例が報告された。

##### ②2006年2月18日 大宮法科大学院オールデイ・クリニック第2回国際シンポジウム (資料4-8)

## 2006年2月20日第20回法務研究科委員会記録抜粋

2月18日（土）クリニックに関するシンポジウムに参加した。

大宮法科大学院では、民事と刑事両方クリニックを開いている。刑事は国選弁護をとってそれを材料としている。民事は法律相談が月平均70件くらいある。クリニックでの履修は2名とのことである。

筑波大学では、秋葉原のビルの2フロアの一部を法律事務所としている。3名の弁護士が担当している。2名1組で6組12名が実習を行った。

シンポジウムとしては、事件を通して知識の統合ができるなど、クリニックの効用を認め、今後とも推進していきたいとのことである。

### （5）FDの記録

FD委員会については、拡大FD委員会および法務研究科委員会の議事録として記録が残されている（資料4-3、4-9）。しかし、個別のFD委員会および科目毎のFD委員会については、必ずしも十分な記録が残されてはいない。

しかし、議事録ないし会議録を残すべく、改善している。

ただし、前記のFD活動の基礎となる教務連絡会の打ち合わせメモは残されている。

## 2. 点検・評価

個々の科目、とくに、実務家教員と研究者教員が協同担当している実務科目や演習科目については、十分な準備、授業内容の検討、改善への努力が相当程度行われている。これらは、理論と実務の架橋、法曹の養成を目指す法科大学院の役割として重要な部分を担うものであるから、相応に評価されるべきものと思われる。他方、FD委員会および法務研究科委員会においては、授業評価アンケート、カリキュラム編成、定期試験の在り方等の議論を行った。ただし、FD委員会の権限は必ずしも明確ではなく、例えば、授業評価アンケートの結果を個々の教員に対して、FD委員会として、どのようにフィードバックしてゆくかは、今後の課題であろう。

## 3. 自己評定

B

## 4. 改善計画

教員相互間の授業参観をより活発化し、相互の意見交換・研鑽の機会を設け、その成果を共有するようにする。また、FD委員会の権限を強化し、法務研究科委員会においても、FDについての検討を定期的に行いたい。

さらに、カリキュラムや入学試験等の改変に伴って、その成果を追跡調査し、既修者・未修者の入学時の学力がどのように向上したか、それが各学期の成績評価や新司法試験の結果にどの程度反映しているかを検証したい。

4-1-2 教育内容や教育方法についての学生による評価を把握しその結果を教育内容や教育方法の改善に活用する取り組みが適切に実施されていること。

### 1. 現状

学生の授業評価アンケート調査を以下のように実施し、担当教員に開示して活用している。

授業評価アンケート調査は、その実施要領(資料4-10)に則り、FD委員会が実施している。対象科目は、原則として開講している全科目である。その調査票は、同委員会において作成し(資料4-11)、院生室の各自のキャレル(個席)に、その用紙を配布するとともに、アンケートが授業改善を目指して行われるものであること、無記名で作成し、成績評価等には影響しないこと、協力を要請することなど実施の趣旨を記載した文書(資料4-12)を配付して、その趣旨の周知徹底を図っている。調査票の回収は、回収場所を指定し(2006年度は院生室内に設置した回収ボックス)、期限を区切って自主的に提出させ、集計は、同委員会が行う。その際、アンケート数値および自由記述の電子化を行い、匿名性に十分配慮したうえで、単純集計と自由記述に基づいて教員が所見票を作成する。集計結果の統計処理は同委員会が行う。集計結果、自由記述、所見票、統計表に基づいて、法務研究科としての総評を作成する。

集計結果については、法務研究科委員会において回覧する。また、自由記述については、FD委員会の責任と判断により有効活用する。クロス集計等統計表および研究科の総評は報告書として公開する。同報告書および所見集は院生室等において閲覧を認めるが、自由記述については公表しない。資料の保管は、FD委員会が行い、教員からの原データの閲覧希望については同委員会の許可により可能とする。

実施状況について、2006年度は、同年6月28日、学生に公示、前期科目については同年7月18日(前期集中科目はその授業最終日)用紙配布、同年8月4日(集中科目は9月29日)回収、同年11月10日教員の所見作成、同年12月集計結果を公示した。後期科目については同年12月8日公示、2007年1月17日用紙配布、同年2月2日回収した。同年5月上旬教員の所見作成、同年7月中旬集計結果を公示する予定である。

回収率については、2006年度前期、全科目について55.34%(1052/1901。資料4-13)、2006年度後期については、80%から22.22%(全体35.2%。資料4-14)となっている。

アンケートのとりまとめは、法務研究科事務室において回収し、前述のように、数値および自由記述を電子化して匿名化に配慮したうえ、統計的編集はFD委員会において行っている。

教員への通知は、前述のように年間の調査実施時期を事前に通知し、案内・所見票作成要請の文書を配布して周知徹底している(資料4-15)。

学生への開示は、前述の報告書および所見集について、法務資料室等において閲覧できるようにしている。

教員の自己評価・開示については、前述のように単純集計と自由記述を科目担当教員に送付し、これに基づいて所見票(資料4-16)を作成し、所見集として開示するとともに、法務研究科としての総評を作成し統計表とともに開示している。このプロセスにおいて、

各担当教員が自己の授業に対する学生のアンケート結果に接し自己評価・点検をすることができる。

## 2. 点検・評価

アンケートの回収率が科目によっては2割台とかなり低い点が問題と思われるが、無記名のアンケートにより学生の本音、いわば教員にとって耳に痛い情報も得ることができており、また、建設的な批判を受けて授業・教育方法の改善に活用している点も生じている。

なお、現在、アンケートは学期ごとの実施であるが、学期途中の実施の方がより授業への反映が可能であるとは思われるものの、回収・集計等の負担や回収率の低下等のおそれなども考えられるので、当面は回収率の向上に努めるべきであると考えている。

また、個々の科目レベルでは、担当教員にアンケート結果に対する所見作成を義務付けていることによって、その結果を周知し、授業改善の資料として利用されている。

## 3. 自己評定

A

## 4. 改善計画

授業評価アンケートは、十分に有効利用されており、改善計画は特にない。ただし、アンケートの回収率の低下が顕著であり、回収率を高める工夫を行いたい。

5－1－1 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること

### 1. 現状

- ・科目群毎の開設科目数は、次のとおりである。

法律基本科目＝25科目、法律実務基礎科目＝7科目、基礎法学・隣接科目＝8科目、展開・先端科目＝23科目。詳細については、履修要項63～65ページの記載を参照されたい。

- ・学生の履修状況について、学生の履修単位の平均値は次のとおりである。

法律基本科目について、1年次＝30単位、2年次＝20単位、3年次＝6単位（自動登録制度によりこの数値となる）。

実務基礎科目について、2年次＝4単位、3年次＝5、81単位（3年次については必修科目と選択科目とがあるため端数が生じている）。基礎法学・隣接科目＝3、39単位。展開・先端科目＝12、34単位。

・修了要件単位について、基礎法学・隣接科目につき6単位としている（履修要項56ページを参照）。これにより、基礎法学・隣接科目について、本法科大学院の設置の趣旨を踏まえたかたちで、重点的に履修することになるよう配慮している。

・随意科目である「特別演習」については、1科目のみの履修とし、2科目以上の履修は認めていない。これにより、「特別演習」を偏って履修することのないように配慮している（履修要項57ページ参照）。

### 2. 点検・評価

- ・授業科目は、4科目群の全てについて開設されている。
- ・学生の履修については、各科目群の学年配当と、適切な履修上限の設定により、偏りなく適切な履修が確保されている。また、必修科目については、自動登録の制度をとっており、学生の意思や都合にかかわりなく必ず履修することが制度上担保されている。
- ・修了要件単位の割り振りによって、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏らないための適切な配慮がされている。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

特になし

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

1. 現状

- ・授業科目の開設状況については、履修要項の授業科目表（63ページ～65ページ）、および、日課表を参照されたい。
- ・授業科目の体系性（効果的な履修に向けた工夫）については、必修科目における先修制度をとおして、学生の修得状況に照らして確実なステップアップをするという仕組みを設けており、これにより担保されている。先修制度については、履修要項57ページおよび59ページを参照されたい。
- ・履修登録において、必修科目については、自動登録制度をとっているため、履修登録上も体系的な履修が担保される仕組みとなっている。
- ・時間割編成に際して、原則として、学生が正規の在学期間内に希望する科目を履修可能となるよう工夫している。したがって、時間割編成上、学生は適切な科目を履修する可能性は担保されている。
- ・模擬裁判（実務基礎科目・選択科目）については、夏休み期間に開講しており、学生の偏りのない履修に配慮している。

2. 点検・評価

- ・カリキュラム展開については、その開設状況および時間割編成の両面において、体系性、適切性の点で問題はない。
- ・2007年度以降、先修制度を廃止し、進級制を導入するカリキュラム改正が実施されるため、その円滑で効果的な実施にむけた細目の検討が課題と考えられる。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

- ・特になし。

5-1-3 法曹倫理を必修科目として開設していること。

1. 現状

法曹倫理については、科目名「法曹倫理」、単位数「2単位」、種別「必修科目（実務基礎科目）」として展開している。

法曹倫理の科目内容については、履修要項に掲載されたシラバスを参照されたいが、弁護士倫理、裁判官倫理、検察官倫理が含まれている。さらに、より一般的に「リーガルプロフェッショナルの使命と責任」を受講者自らが考えるプログラムや、準法曹とされる司法書士等の隣接業種との相互関係といった問題についても科目内容に含まれている。

2. 点検・評価

法曹倫理の科目展開について、問題はないと評価する。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

5-2-1 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組み  
がなされていること。

#### 1. 現状

・履修要項には、①市民的法曹をめざす履修モデル、②裁判官・検察官をめざす履修モデル、③専門的法務をめざす履修モデルの3つの履修モデルを明示することにより、学生が適切に履修科目を選択できるように工夫している（履修要項66ページ～67ページ）。

・各年度の開始時期に履修ガイダンスを行い、各学年ごとの全体指導と、個別の学生向けの履修相談会を実施することにより、教員が学生に対して十分な履修指導をする機会を設けている。

#### 2. 点検・評価

・「履修選択指導」は適切になされている。制度上の履修相談は、毎年4月に行われるガイダンス時に設定されているが、それ以外にも、オフィス・アワーや事務室窓口で個別に相談に乗っている。

#### 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

・特になし。

5-2-2 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、および修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。

### 1. 現状

- ・履修科目の上限については、履修要項17ページを参照されたい。
- ・履修科目として登録できる単位数の上限は、次のとおりである。

〈単位数〉

1年次	2年次	3年次
36	36	44

- ・1単位の授業時間数は、45分×14回=10.5時間である。
- ・2005年度の補習実施状況は、次のとおりである。

2005年度前期 (1時間=90分)

科目名	担当	時間数
会社法	松井	2
民法	金丸	8
刑事手続法	安村	1
民法1	野澤	1
刑事法演習1	廣瀬	16
合計		28

2005年度後期 (1時間=90分)

科目名	担当	時間数
民法3	淡路	1
行政法基礎講座	橋本	6
国際取引と国際私法	早川	5
商法	高橋	13
合計		25

- ・2006年度の補習実施状況は、次のとおりである

2006年度前期 (1時間=90分)

科目名	担当	時間数
国際取引と国際民事訴訟	早川	2
刑事手続法・1	安村	1
刑事法演習・3	安村	1
行政法基礎講座	橋本	2
合計		6

2006年度後期 (1時間=90分)

科目名	担当	時間数
特別演習・4(経済法)	岡田	6
国際取引と国際私法	早川・高橋	5
会社法	高橋	8
担保物権法講義	野澤	5
合計		24

## 2. 点検・評価

- ・履修単位数の上限については、1年次および2年次が36単位、3年次が44単位であり、問題はない。上記のとおり補習授業は行われているが、いずれも学生の要望による任意参加の補習である。

## 3. 自己評定

合

## 4. 改善計画

- ・補習については、偏りがないように、改善を図っている。

6-1-1 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

### 1. 現状

(1) 本法科大学院の2005年度および2006年度の開設科目のシラバスは、各年度の履修要項に記載のとおりである。

本法科大学院のシラバスは、「科目のねらい」および「授業の概要」の各記載欄を設け、「科目のねらい」欄において、当該授業の対象・範囲のほか、カリキュラム上の位置づけや、大まかな達成目標を示し、「授業の概要」欄において、各回の授業内容の概要を明らかにしているが、「民法基礎演習1・2」、「公法演習3」、「民事法演習1・3（ただし、民事法演習3は前半の判例演習部分のみ）」等においては、この「授業の概要」欄で、各回の授業で扱う判例も特定している。

(2) 本法科大学院では、各年度開設科目全部のシラバスを履修要項に記載し、これを、新入生には入学前の3月下旬に郵送し、在学生には新学期開始前の3月下旬に学内で配布している。

(3) シラバスの他に授業計画を学生に示すものとして、「公法演習1」では、第1回の授業で、最終回まで毎回扱う課題と教材との対応を示した課題集を配布し、「民法1・2」では、第1回授業で、最終回までの毎回のレジュメを配布しており、「刑事法演習2」でも、第1回の授業で、各回におけるテキストの実施予定範囲を明示したレジュメを配布している。また、「民事法演習3」では、後半の「民事第1審訴訟の解説」部分も、後半開始前に今後の授業の具体的な進行予定を示しており、「刑事法演習1」では、第1回授業の前に、最終回までに扱う各回の課題判例の一覧表を配布している。

(4) シラバスの内容と異なる内容の授業が実施されたのは、次の各科目である。なお、いずれも、授業実施時の状況に対応してなされた授業を充実させるための変更であり、シラバスにも変更の可能性が記載されている。

#### ア. 「法社会学」

「授業の概要」に記載されている授業内容の1部を、項目を細分化したり、順序を入れ替えたりして変更した。担当者の研究の進展に伴う変更である。

#### イ. 「特別演習5（環境法）」

2005年度、2006年度とも、参加者が少なく、また、その参加者が既に展開・先端科目の受講などを通じて、一通りの知識を有していたため、2005年度においては、訴訟案件等を中心にレポート課題を課し、2006年度においては、ケースブックを用いて、質疑討論を行い、期末に事例問題を中心とするレポート課題を課した。

#### ウ. 「刑事法演習3」

訂正シラバスを配布し、13回のうち5回分を受講者の習熟度に応じた刑法中心のグループと刑訴中心のグループに分けて演習を行った。

(5) シラバスに記載されていない教材を使用しているのは、次の各科目である。

ア. 「民事法演習2」

担当教員が、他大学の教員と協同で開発した教材（資料6-1）を使用して演習を行っている。なお、シラバスには、教科書として「配付資料」と記載されている。

イ. 「民事法演習5」

教材に使用した演習問題のほとんどが、各回を担当する教員が作成したオリジナル問題である。

ウ. 「行政手続法」

担当教員が、ゲストスピーカーとして授業に参加する行政訴訟の専門家弁護士と協同で、判例を加工した事例問題（資料6-2）を作成し、これを教材にして演習をしている。

エ. 「特別演習5（環境法）」

前記（4）イのとおり、特別演習5は、2006年度に、シラバスの授業内容と異なり、ケースブックを基に質疑討論を行ったが、その際使用したのは、ロースクール用の教材として発刊された『大塚・北村編：環境法ケースブック』である。

オ. 「刑事実務の基礎」

担当教員が、実例に基づいて作成した刑事弁護教材（資料6-3）および実例を匿名化し抜粋した訴因変更等事例集（資料6-4）を教材とし、事例・問題の検討を行わせ（レポート提出）、演習をしている。

カ. 「倒産処理法」

当初、指定テキストである井上治典・中島弘雅編『新民事救済手続法』を用いて講義を行っていたが、十分踏み込んだ講義ができないので、担当者（中島弘雅教授）の2007年春、刊行予定の『体系倒産法I』の原稿を、学生に配布した。

(6) 本法科大学院では、教材作成のための独自の施策として、文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにより、教員が入手した実際の事件記録や、法律相談の記録につき、匿名性に配慮した上で、また、授業の担当者が独自に開発した教材等をスキャナーによりコンピュータのサーバーに取り込んで教員間共通の資料として集中管理し、各授業で教材化して活用できるよう準備している。（資料6-5）

## 2. 点検・評価

(1) 本法科大学院では、シラバスの記載から、学生が年度内に行われる授業内容の概要を把握することは可能であり、また、シラバスの配布時期も相当である。ただし、いくつかの科目で実践されているように、学生が、早い段階で、各回の授業の具体的な内容まで把握できることが理想的なので、FD活動等を通じて、全科目をそのような状態に近づけたい。

なお、シラバスと異なる形で授業が実施された科目もあったが、いずれも、積極的意義を有するものであって、問題となるようなケースではない。

(2) 大半の科目が、市販の体系書、判例集、ケースブック等を教材として使用していることは致し方ないとしても、独自で教材を開発する努力も最大限したい。そのためにも、

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムによる事件記録等の資料の教材化プロジェクトを充実・発展させて、授業に活用したい。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

授業の具体的な内容周知に関しては、前述のFD活動等、教材開発については、前述のような独自教材開発のため教材化プロジェクトの充実を検討する。

6-1-2 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

### 1. 現状と点検・評価

(1) 本法科大学院の開設科目の概要は、次のとおりである。

まず、法律基本科目として、「公法1・2」、「民法1～3」、「民事手続法1・2」、「刑法1・2」、「刑事手続法1・2」および「商法」が講義科目として(ただし、「民事手続法2」は2年次配当、その他は1年次配当)、「民法基礎演習1・2」、「公法演習1～3」、「民事法演習1～5」および「刑事法演習1～3」が演習科目として(ただし、「民法基礎演習1・2」は1年次配当、「公法演習3」、「民事法演習5」および「刑事法演習3」は3年次配当、その他は2年次配当)、開設されており、講義科目では、主として体系書を教材として基礎理論の講義がなされ、演習科目では、主として判例集やケースブックを教材として判例演習や事例研究がなされている。

次に、実務基礎科目（必修）として、2年次に「法曹倫理」および「刑事実務の基礎」が、3年次には「法文書作成」および「民事実務の基礎」が開設されており、これらの科目では、事件記録その他の実務教材を使用して、実務を修得する授業が演習形式で行われている。

選択科目では、講義科目として基礎法学・隣接科目（選択必修）、展開・先端科目が開設されており、演習科目として特別演習科目が開設されている。また、臨床科目として、民事・刑事の各「模擬裁判」と「エクスターんシップ」が開設されている。

各科目の授業内容は、シラバスに記載のとおりであり、いずれも法曹養成教育にふさわしい内容のものといえる。

(2) 開設科目の授業態様・方法の総体としての適切性については、次のとおり考える。

ア. 予習の指示は、ほとんどの科目で、事前にレジュメを配布するなどして、概ね行われている。ただ、各回の授業の達成目標の明示は、十分に行われていない。

イ. 双方向授業、多方向授業の実施については、グループ討論を実施している科目もあるが、講義科目では、教員が質問し、学生が答えるという形で、双方向授業を行うに留まっている。

ウ. 映像等の使用については、一部の授業で、パソコン画面をスクリーンに映し出したり、ビデオを教材に使用したりしているに過ぎず、ほとんどの科目では、レジュメや板書で図示する等で授業を判りやすくするに留まっている。ただ、法律の理論や実務の修得に一般的に映像等を使用することが、どの程度有効か疑問であるし、また、双方向授業・多方向授業に映像等を効果的に取り入れる方法も未だ確立されているとはいえない。

したがって、法科大学院の授業に、いたずらに映像を多用することは必ずしも得策とは考えられず、本法科大学院のほとんどの授業で行われているレジュメや板書によって授業を判りやすくする方法は、現段階では相当性を失ってはいないと考える。

エ. 理解度をチェックするための方策として、多くの授業で、小テストやレポート提出を実施しているが、未だ授業内の質問に答えさせることをもって理解度をチェックするものとしている科目も少なくない。

才、フォローアップの方策として、小テストやレポート提出を実施している科目においては、これを添削しコメントを付して返却している場合が多い。

以上の諸点に鑑みれば、本法科大学院では、総体として、8割程度まで、適切な授業が浸透しているものと考える。

(3) 「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」の各科目別の授業態様・方法とその適切さの評価は、資料6-6「授業自己点検表」のとおりである。

## 2. 自己評定

B

## 3. 改善計画

F D活動等を通じて、各回の授業の達成目標のより具体的明示、小テスト、レポート提出等の励行、フォローアップの充実について検討する。

## 資料6-6 「授業自己点検表」

	達成目標の提示・予習指示	双方向・多方向授業	映像等の使用	理解度のチェック	フォローアップ	その他
公法1	事前にレジュメ・ワードファイルを配布	講義が中心	プリント・ファイルを配布	出席票に「授業についての質問・意見等」を書かせ、コメント書いて次回授業返却	授業終了後・オフィス・アワーに質問受ける。	
公法2	事前に詳しいレジュメを配布している。	講義中に学生との質疑を行っている。				
民法1	第1回授業で各回のレジュメ配布	ケース問題を指名して答えさせる。質問して答えさせる。	レジュメに図表を多用	各回10分程度の抜一問題をさせ、指名して答えさせる。中間試験実施。レポート提出	レポート・中間試験・期末試験添削して返却	
民法2	同上	同上	同上	同上	同上	
民法3	レジュメ配布。事前に読んでおくべき判例を指示	双方向授業は頻繁に行う。	黒板に図示	教員が質問し、または質問を受けることによってチェック		
民事手続法1	事前に詳しいレジュメを配布している。		詳細なレジュメを配布している。			
民事手続法2	講義内容を、遅くとも前回の授業までに告知。判例等資料も事前に配布・指定	レクチャーワークと双方方式を併用		中間段階で小テスト実施	小テストにつき具体的な回答例示し、詳しくコメント	
刑法1	レジュメに設例・設問。学生には何も参考しないで答えられれば目標達成と説明。	毎回多くの判例取り上げ、学生に事実と判旨述べさせた上、判例の関係等質問				
刑法2	同上	同上。さらに高度に、裁判官としての判断、弁護人としての主張等についても質問				
刑事手続法1	インターネット上にレジュメ公開し、授業までに読んでおく	学生に発問しながら講義	パソコン画面をスクリーンに映写し判例等の資料説明		期末試験の答案添削し返却	

	資料も指示					
刑事手続 法2	同上	同上	同上		同上	
商法	レジュメ事前配布。 予習範囲指定、資料 事前配布、ポイント 指示	質問し答えさせる	レジュメに図や表を 取込。会社関係書類 配布し、記載事項の ポイント説明。	内容の区切でチェック テスト設け、宿題 とし、次回授業で質 問し答えさせる。		
民法基礎 演習1	シラバスに各回の対 象判例記載し、全員 に事前に事案・判旨 のレポート提出させ ている。判例解説と 判旨を事前配布	質問し答えさせる。	黒板に事案を図示さ せている。	最後の時間に平常テ スト実施		
民法基礎 演習2	全員に事前に対象判 例の事案・判旨のレ ポート提出させてい る。判例解説と判旨 を事前配布	同上	同上	同上		
公法演習 1	第1回授業で授業の 進め方詳細に説明し た上で、各回の課題 と教材との対応しし た課題集を配布し、 各回のレポーターの 分担表も配布	レポーターに授業前 日までにレポート全 員に配布させ、授業 時全員にレポーター と質疑応答させ、レ ポーター以外の学生 にも質問して答えさ せ、また質問を受ける。	課題に関連する問題 を分析した詳細なレ ジュメ配布。黒板に 図示	中間と期末に全員に レポート提出実施。 オフィス・アワーに 希望者個別指導。	レポーターのレポー トに対しコメント。 中間・期末のレポー トの解説を掲示	
公法演習 2	毎回アサインメント を事前に配布してい る。	毎時間、双方向の議 論を行っている		中間テストを2度実 施した。		
公法演習 3	毎回アサインメント を事前に配布してい る。	毎時間、双方向の議 論を行っている		中間テストを2度実 施した。		

民事法演習1	「法科大学院ケースブック民法」を教材に用い、各回に扱う判例をシラバスで指示していたので、その判例を読み、教材に挙げられた質問事項を考えることにより、毎回の達成目標は明確になっており、また予習も可能であった。	授業全体が双方向授業の形で進められ、時々学生同士の議論も入れて、多方向授業も行った。	法務講師が、詳細な当事者の主張の構造を黒板で図示	教員が質問しながら授業を進めるによって理解度チェック。	最後の授業で小テスト実施することによって、学生は復習の機会が与えられた。
民事法演習2	毎回1週間前までに授業進行表を予習資料と共に配布し学習のテーマを提示すると共に、関連質問を与えている。	授業は机をコの字型に並べ、教員はその中を歩き回りながら双方向の問答をしながら解説している。	モデル訴状、答弁書等できるだけ具体例を示している。事案は板書で図解し、基本事項も板書している。	第1回と終盤に練習問題を解かせ、この間数回レポートを書かせている。	すべての事項につき教科書で確認するようページ数を指示している。レポート・答案の添削はしないが、模範となるものを2、3コピーして配布し解説が多い。
民事法演習3	前半の判例研究の授業では、全員に事前に対象判例の事案・判旨のレポート提出させている。後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、事前にレジュメと質問事項を配布している。	教員の質問に答えさせる形で双方向授業を行っている。	後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、司法研修所作製のビデオテープを視聴させながら授業をしている。	前半の判例研究の授業では、最後に中間試験を行い、後半の「民事訴訟第1審手続の解説」の授業では、毎回小テストか事件をどう見るかのアンケートを行っている。	前半の授業では、中間テストを添削して返却しており、後半の授業では、ビデオ視聴の前か後に、訴訟手続について解説している。
民事法演習4	授業開始前に項目・分野ごとの進行予定表を提示し、毎回理解検討すべき事項とその位置づけを確認しつつ授業。関連判例・論文を事前に指定。	学生主導の議論を喚起できるよう導入・指導し、学生も積極的に質問・参加		教材のミニテストの実施の他、毎回レポート提出を課し、次回の授業の冒頭で復習として確認・解説	レポートを添削して返却し、解説・講評 冬季休業期間中、実際の会社関係書類（一部匿名化）を教材に課題与え、レポート提出

民事法演習5		教員の質問に答えさせる形で双方向授業		毎回事例問題与え、起案提出	起案を添削の上返却	
刑事法演習1	事前に各回の課題判例の一覧表を配布し、毎回事前にレジュメを配布している。	毎回3名程度のレポートに判例の概要・判旨・問題点・関係判例のレポートを提出させ、授業で口頭で報告させ、レポーターとの質疑、受講者に対する質問ができるだけ行っている。		毎回10分程度の小テストを実施し、学期後半に、課題で取り上げた問題点を中心とした事例問題による達成度確認テストを実施している。	達成度確認テストは添削し、コメントを付して返却している。	
刑事法演習2	初回の授業で、各回のテキストの実施予定範囲を明示したレジュメを配布している。インターネット上に授業までに読んでおく資料を指示することもある。	随時学生に質問を發しながら授業を進めている。	パソコン画面をスクリーンに映写し判例等の資料説明	毎回授業の最後に小テストを実施し、時間のとれなかった時はレポートを提出させている。	小テスト、レポートの内容によって、添削の上返却している。	
刑事法演習3	具体的な課題を事前に告知	全員に質問。必要に応じてグループ討論	パソコン画面のプロジェクター表示により図面・一覧表等を示す。	希望者に、オフィス・アワーに刑法・刑事訴訟法の補習	達成度確認テストは添削し、コメントを付して返却している。	

6-2-1 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 本法科大学院の考える「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」

法科大学院は法曹養成を目的とする専門職大学院であるから、そこで行われる授業は、いずれも、多かれ少なかれ「理論教育と実務教育との架橋」となる性質を有するべきものといえる。しかしながら、法科大学院の法曹教育においては、司法研修所の実務教育に連なる教育過程として、特に、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目として位置づけられる科目を設置することが必要であり、これらの科目の授業は、「理論と実務の架橋を目指した科目」であることを明確に意識して実施されなければならないと考えている。

そして、その実際の取り組みは、教員、教材、授業内容（理論教育の実務的検討・実務教育の理論的検討）の他、研究者教員と実務家教員の相互理解と連携等から多面的に構築される必要がある。

### (2) 本法科大学院で実施されている「理論教育と実務教育との架橋」となる授業

本法科大学院においては、民事系では、「民法基礎演習1・2」、「民事法演習1～3」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」および「模擬裁判（民事）」が、刑事系では、「刑事法演習1・3」、「刑事実務の基礎」および「模擬裁判（刑事）」が、「理論教育と実務教育との架橋」となることを明確に意識して授業を行っている。

#### ア. 民事系

##### (ア) 理論教育の中で実務への方向性を示す授業

民事系の科目では、「民法基礎演習1・2」、「民事法演習1・3（ただし、民事法演習3）は前半）が、理論教育の中で実務への方向性を示す授業である。

これらの授業は、事前の綿密な準備を経て、授業全体の内容を把握した研究者教員と実務家教員が毎回の授業に同席し、まず、実務家教員が、当事者がどのような主張をしているか、何故そのような主張をしたのかを要件事実を念頭に置きつつ検討させて事案整理を行い、その後研究者教員が最高裁の理論構成、考え方、結論の妥当性について考えさせている。

##### (イ) 理論と実務との結び付きを示す授業

###### ①「民事法演習2」

「民事法演習2」は、手続法に重点をおいた実体法と手続法との総合科目である。この科目では、担当教員が他の法科大学院教員と協同で開発した、実際の訴訟事件を基礎にして設問を組み立てた教材（資料6-1）にしたがって授業が進められている。この教材は、実例に則して民事訴訟法の理論を考えさせる内容のものであって、これを使用して進められる授業は、自ずから民事訴訟法理論が実際の民事訴訟の中にどのように具現して行くかを学生に学ばせるものとなる。

## ②「民事法演習3」(後半)

「民事法演習3」(後半)は、司法研修所の「民事訴訟第1審手続の解説」とそのビデオテープを教材にして演習形式で民事訴訟第1審の訴え提起から判決言渡しまでの概観させる授業であるが、この授業は、元裁判官の実務家教員が、「民事訴訟第1審手続の解説」の事件記録とビデオテープに則して、その民事訴訟法的基礎や要件事実を見ていくものである。2年次後期に開講されるこの授業は、それまで学生が身に着けてきた民事実体法・手続法の知識を、3年次前期に開講される後記「民事実務の基礎」に結びつけることを意識して展開されている。

### (ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

#### ①「民事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の実務家教員が数回にわたり要件事実の基礎理論を講義し、法曹会の「問題研究 要件事実」で演習を行った後、元司法研修所弁護教官の実務家教員が事件の受任、訴状・答弁書起案等の演習を行い、再び裁判官出身の実務家教員が、市販の事件記録教材に従って、第1回口頭弁論から判決に至るまでの裁判官の訴訟運営を演習形式で学習させ、最後に、弁護士の実務家教員が、保全・執行の問題演習を行っている。この科目は、裁判官と弁護士それぞれの立場から、訴訟を中心とする民事紛争をいかに処理すべきかを学ばせるものであるが、元裁判官と元研修所弁護教官が担当者であることから、単なる実務のノウハウを伝授するというものではなく、常に、その実務が、どのような実体法や訴訟法の理論に裏付けられているのかを考えさせるような内容のものになっている。なお、両教員は、いずれも他方が担当する授業にも同席し、相互に相手の担当部分の授業内容を熟知した上で、自己の担当部分の授業を行い、また、必要に応じて、相手方担当部分で意見を述べている。

#### ②「法文書作成」

この科目は、法文書を作成することを通して、法律問題を把握し、その解決を考える科目である。その授業は、各学生が訴状、契約書等を起案した上で、実務家教員が、2、3の参考答案を示し、これに検討を加えながら進められるが、その際、文書の記載内容の理論的な検討も十分に加えている。

#### ③「模擬裁判（民事）」

この科目は、学生に裁判官役、原告代理人役、被告代理人役、本人役、証人役をそれぞれ配役して、事件記録教材に基づき、争点整理以降判決までの模擬裁判を5日間にわたって行うものである。

この科目では、元司法研修所弁護教官が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員が裁判官役の相談役となり、2名の弁護士実務家教員が1名ずつ原・被告代理人の相談役となって、随所で学生にアドバイスを与えながら訴訟手続を進めさせ、毎日最後に、各教員がその日のコメントを行うという形で授業が行われている。

そして、この授業においても、常に模擬裁判の訴訟経過や自らの訴訟活動を、要件事実や民事訴訟法に照らして検討させており、実務の理論的裏打ちを体感させる内容のものとなっている。

## イ. 刑事系

### (ア) 理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目

刑事系では、「刑事法演習1」(刑法中心)が、理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目である。

この授業においては、重要判例を課題としているが、毎回小テストを行って事案の把握を確認した上、最初に報告者の報告を受け、その検討（事案の特徴・各審級の判断の差異、判断の射程等についてできるだけ多数の学生との質疑応答）の後、教員が重要な法律問題について解説している。その際、実務家教員が実務体験を踏まえた補足的解説を行い、研究者教員が最新の理論的な問題点等の補足的解説を行って事案の把握、具体的な事案における法理論の機能と限界等について考えさせるように努め、実務への方向性を示している。

### (イ) 理論と実務との結びつきを示す授業

刑事系の科目で、理論と実務の結びつきを示す授業を行っているのは、「刑事法演習3」(総合)である。

この科目は、「刑事法演習1」と同様に実務家教員(刑法担当)と研究者教員(刑訴法担当)が、重要判例に加え、「刑事法演習1・2」で扱えなかった判例、最近の改正法等についても取り上げ、学生との質疑応答を基本として学生に問題点を考えさせ、刑事実務に関する授業の成果も踏まえた総合的な理解を深めるように努めている。授業には、分担にかかわらず教員両名が原則として同席して相互に補足的なコメントをし、理論と実務の架橋を図っている。

### (ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

#### ①「刑事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の教員、派遣検察官教員、元司法研修所弁護教官の教員の3名で担当し、その回のテーマに応じて主任の担当者を定めるが、それ以外の教員も原則として全員同席し、授業内容を把握した上、それぞれの実務経験から補足的なコメントを加え、裁判、検察、弁護という法曹3者の視点を提供している。加えて、刑事法の研究者教員(刑訴法担当)にオブザーバー参加を求め、ほとんどの授業を参観した上、学生の理解度や反応等についてもその意見を聞き、学生の理解度を向上させるように努めている。本年度は、実務科目として、実務運営の実際とそれが理論的にどのように裏打ちされているか、通説や判例の基準とのずれがなぜ生じるかなどについて学ばせるため、事件記録教材による起訴状・弁論要旨の起案、刑事裁判記録教材による判決の起案、事例研究教材による問題点の検討のほか、教員が個人的に作成した実際の事件に基づく刑事弁護教材(資料6-3)による起訴前弁護の問題研究(レポート提出)、同じく訴因変更請求書等の実例を匿名化した事例集(資料6-4)による訴因変更の要否・可否、その理論的根拠等の検討(レポート提出)をさせ、いずれも学生の理解度を前提として授業で講評・解説をした上、コメントを付して返却し、希望者にはその再提出を許し、再講評等もオフィス・アワー等で個別に行い理解を深めさせるように努めている。

#### ②「模擬裁判(刑事)」

この科目は、「刑事実務の基礎」と同じ実務家教員3名で担当するほか、司法研修所付経験のある法務講師にも協力してもらい、模擬公判実施日には、全教員と法務講師が同席するほか、研究者教員（刑訴法担当）が参観し参考意見を述べ、理論的な裏打ちを確認している。授業冒頭に、学生全員に対し、適切な事件（1回結審予定等）の法廷傍聴を東京地裁において実施して実際の裁判手続の流れを再確認させ、学生の活動は記録教材に基づくものの、その記載どおりに行わせるのではなく、訴訟法規に則り、可能な限り学生の判断において、検察官役は捜査資料の選別、起訴状の作成・提出、請求証拠の選別、証人尋問等の立証活動、論告・求刑等、被告人・弁護人役は、弁護方針の検討・決定、罪状認否、検察官請求証拠に対する意見、反対尋問等の反証活動、弁論等、裁判官役は、手続の進行、証拠の採否決定、訴訟指揮、補充質問、判決等を行わせることとしている。捜査記録・資料が充実している公判演習教材を基本に教材を年度ごとに異なる事例としている。教員や法務講師による指導・助言は、事前・実施中は、法律問題・実務的な問題ともに一般的な事項の解説・運用の紹介等に止め、実施途中における講評もその後の進行に影響を及ぼさない程度に留め、判決終了後の全体講評において具体的な訴訟活動の当否・問題点等にふれることとしている。このように、手続を実践的に体験・参加されることにより、学生の刑事訴訟手続、刑事手続法についての理解が格段に深まり、理論と実務の架橋としての役割を十分果している。

### （3）他の「理論教育と実務教育との架橋」となる授業

このほかに、理論と実務の架橋という考え方では、展開・先端科目群の科目においても取り入れられている。

6-1-1の1(5)ウに述べたとおり、「行政手続法」では、担当教員が、行政訴訟の専門家弁護士をゲストスピーカーに招き、授業で使用する事例問題も協同で作成している。

また、研究者教員と実務家教員が合同で担当する科目（「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」など）も開設されている。

## 2. 点検・評価

前記1の「現状」から判るように、本法科大学院では、法律基本科目と実務基礎科目が、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目という一連の流れとして展開され、しかも、その授業の多くで、研究者教員と実務家教員等、複数教員の連携を持った協同授業が行われており、上記設置申請書に書かれた「理論教育と実務教育との架橋」は、ほぼ実現されているといえる。

したがって、本法科大学院においては、充実した理論教育と実務教育との架橋となる授業を実施していると自負している。

## 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

特になし。

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1. 現状

#### (1) 開設されている臨床科目の内容と履修状況(履修人数と単位修得人数)

##### ア. 模擬裁判(民事)

内容	2006年度履修要項129、130ページ記載のとおり
履修状況	2005年度 履修人数 18名 単位修得人数 18名
	2006年度 履修人数 24名 単位修得人数 23名
2005年度、2006年度とも、実施要領(資料6-7)のとおり実施された。	

##### イ. 模擬裁判(刑事)

内容	2006年度履修要項131、132ページ記載のとおり
履修状況	2005年度 履修人数 19名 単位修得人数 19名
	2006年度 履修人数 34名 単位修得人数 32名

2006年度は、2005年度の実施要領を改訂した(改訂箇所は抹消・下線部分)別紙実施要領(資料6-8)のとおり実施された。

##### ウ. エクスターーンシップ

内容	2006年度履修要項133ページ記載のとおり
履修状況	2005年度 履修人数 2名 単位修得人数 1名
1名については、別紙「エクスターーンシップ実施計画表」(資料6-9)のとおり実施された。	
	2006年度 履修人数 7名 単位修得人数 7名
別紙「2006年度エクスターーンシップ実習先(案)」(資料6-10)のとおり実施された。なお、東京パブリック法律事務所における研修内容は、別紙「エクスターーンシップ研修内容」(資料6-11)記載のとおりである。	

#### (2) 適法性の確保状況、授業の効果向上に向けた工夫

##### ア. 「模擬裁判(民事)」における効果向上に向けた工夫

元司法研修所弁護教官の実務家教員1名が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員1名が裁判官役の、2名の弁護士実務家教員が1名ずつ原・被告代理人の相談役について手続を進めながら、毎日の最後に、教員がコメントを行うという形で授業が進められている。このコメントでは、各教員が、それぞれの立場から、実践的かつ理論的なコメントを、手続の流れに即して詳細に行っており、学生が、訴訟実務をシミュレートした直後に、自分たちの訴訟行為を実務的・理論的検証ができるように進められている。

また、毎日、結果報告書に、当日行った内容・反省点・意見・疑問等を記載させて提出させ、翌日の授業には教員がそれを読んで臨み、適切な指導をすることができる態勢を探っている。

##### イ. 「模擬裁判(刑事)」における授業の効果向上に向けた工夫

この科目は、「刑事実務の基礎」と同じ教員3名で担当しているが、この教員3名は、

授業内容はもちろん、学生に対する説明、扱う教材の選定、準備期間・内容、公判実施の日程、参加人数、各役割の割当方法、責任者の指名方法等を含めて、授業実施の前後のほか、シラバス作成、履修希望者への説明会、学生の選別・決定の際などにも事前打合せを綿密に行っている。とりわけ、この科目は、試行錯誤の要素が多いため、それまでの実施結果、授業アンケートのほか、学生からの要望・意見（授業終了時全員に提出させている）等を十分に考慮している。そして、このような改善・検討の結果、授業冒頭に、学生全員に実際の刑事事件の法廷傍聴をさせて裁判手続の流れを再確認させること、学生の検察官役、被告人・弁護人役、裁判官役としての活動は、記録教材に基づくものではあるが、その記載どおりにするのではなく、各人が、それぞれ、割り当てられた立場から、訴訟法規に則り、可能な限り自分の判断で訴訟活動を行うこととした。そして、教員による指導は、事前・実施中は、法律問題・実務的な問題ともに一般的な事項の解説・運用の紹介等に止め、実施途中における講評もその後の進行に影響を及ぼさない程度とし、判決終了後の全体講評において具体的な訴訟活動の当否・問題点等にふれることなどが、運用上確立された。また、証拠調べ終了と論告・弁論と判決との間にそれぞれ準備時間をより多く確保したこと、コピー機の利用等資料作成等の便宜供与をしたことなどの具体的な改善点も出てきている。今後の検討課題として、学生の負担軽減のため、補助者役の配置（1・2年生の活用）、準備期間中の指導の充実（特に、裁判官、証人役等）なども挙がってきている。

#### ウ. エクスターントップにおける授業の効果向上に向けた工夫・適法性の確保状況

##### （ア）授業の効果向上に向けた工夫

学生には、事前に受入事務所との打合せを行わせ、受入事務所からは、エクスターントップ予定表が学生に交付されている。エクスターントップ終了後、受入事務所の指導責任者に、「エクスターントップ結果報告書」（資料6-12）を作成してもらい、学生には、「エクスターントップ成果報告書」（資料6-13）を提出させている。

##### （イ）適法性の確保状況

受入事務所の指導責任者が、依頼者等と面接するときには、法科大学院生であることを説明して、立会の承諾を得ており、裁判所等の手続に立ち会わせようとする場合には、法科大学院生を同行していることを報告して指示に従っている。

記録の検討等は、受入事務所において行わせている。

##### （ウ）守秘義務への対策・損害賠償保険への加入

守秘義務への対策として、事前に守秘義務について説明した上で、「誓約書」（資料6-14）を作成させ、提出させている。

損害賠償保険への加入については、資料6-15のとおりの損害賠償保険に加入している。

## 2. 点検・評価

模擬裁判は、ほぼ全学生が、2005年度については民事・刑事双方の、2006年度についてはどちらか一方の、模擬裁判を受講し、いずれも、極めて熱心にそれぞれの役割を遂行している。そして、日程的にやや時間不足という面はあるにしても、教員による講

評も含めて、相当充実した授業が実施されており、シミュレーション授業としては成果のあるものになっているものと自負している。

エクスターんシップについては、研修内容は、ある程度成果が得られているものと考えるが、単位認定が1単位であるためか、履修する学生が少ない。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

エクスターんシップについては、研修内容は、ある程度成果が得られているものと考えている。単位については、2009年からは期間を1週間程度に延ばして、2単位を認定するカリキュラム変更を予定している。

臨床科目のさらなる展開については、法科大学院における法曹教育の意義、司法研修所や実務修習との関係、臨床教育の教育効果等を十分に検討しつつ、有効適切な授業を実施していきたいと考えている。なお、2006年4月1日に、立教大学の総合研究センター所属の研究所として、「法曹実務研究所」が設立され、その事業として、法学部の法律相談室と共同でクリニック（学生法律相談）を行っているが、2008年に単位化する予定である。

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されていること。

## 1. 現状

### (1) 本法科大学院が養成を目指す法曹像

本法科大学院が定立した、①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成、③深い思考と洞察ができる法律家の養成、④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティヴな実践力を有する法律家の養成という4つのコンセプトは、まさに、本法科大学院が法曹に必要と考えるマインドとスキルを謳うものであるが、このスキルの具体的な内容は、問題発見・解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的能力、法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力といった資質がこれに当たるものであろう。そして、このような法曹の養成を可能にするものとして、本法科大学院では、理論と実務の架橋を重視し、1-5-1で述べたとおり、民事法演習等で、これを充実させるための独自の取り組みを行っている。また、6-2-1に述べたとおり、本法科大学院では、民事系・刑事系それぞれの中に、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目が明確に位置付けられて設置され、教員、教材、授業内容（理論教育の実務的検討・実務教育の理論的検討）の他、研究者教員と実務家教員の相互理解と連携等から多面的な取り組みがなされている。

本法科大学院では、これらの能力を養成するため、次のとおり、独自の取組みを行っている。

### (2) 上記法曹養成目的のカリキュラム、授業外活動における目標

まず、現職の裁判官（民事・刑事）から2005年4月に転進してきた教員2名、司法研修所教官経験者3名を含む合計8名の専任の実務家教員に加え、中堅弁護士の法務講師4名（うち3名は司法研修所所付経験を有する）の協力を得て、実務基礎科目を充実させ、さらに法律基本科目である演習にも研究者教員とこれら実務家教員・講師が協同で担当することにより、理論と実務の架橋をスムーズに行い、学生に対し司法研修所のかつての前期修習の範囲にも踏み込んだ即戦力になりうる実務の基礎的な力の養成を目指している。具体的には、演習科目において、「刑事法演習1」（2005年度、2006年度）、「刑事法演習3」、「民事法演習3」、「民事法演習5」（民法基礎演習も法務講師が協同）においては、実務家教員と研究者教員が協同して授業を実施して理論と実務の架橋を図るとともに、判例や事例の検討等を通じて法律知識の定着を図る。実務基礎科目においては、実務家教員3名による「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、実務家教員（弁護士）による「法文書作成」、実務家教員3名による「模擬裁判（民事）」、「模擬裁判（刑事）」、さらに、弁護士事務所における「エクスターーンシップ」が開講され、訴訟実務の基礎的な部分を含め、手続法・実体法を総合的に学ぶことができるよう配慮している。これらの科目が基礎的・専門的な法的知識の修得に資することはもちろん、法情報調査、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力の涵養に資

することはいうまでもない。また、実務家教員（弁護士）による「法曹倫理」の授業と相俟って、このような実務基礎科目の中で、具体的な事例に即して、弁護士、検察官、裁判官の具体的な役割・活動とそれらの場面における法曹としての倫理的な在り方、法律実務家として必須の心構えを学ばせることも目指している。以上の実務基礎科目については、その重要性に鑑みすべて必修としている。

そして、前記理念の前提・基礎となるものは、判例・学説等を深く理解し、実際の事例に活用できるだけの正確な法律知識の修得である。この学力が不十分では、いかに優れたマインドがあっても法律実務家として活躍することは望むべくもない。本法科大学院では研究者・実務家ともに有能な教員を基準以上に配し（専任基準14名に対し19名）、少人数教育によってこれを実現しようとしている。すなわち、1学年の定員は70名であるが、3年標準型の学生数は40名程度であり、その1年次における講義科目では少人数制が実施される。さらに、1年次の民法基礎演習においては、1クラスを20名程度とし、基礎知識の修得に加え、法律を学ぶ基礎となる自学自習ができることを目指して、きめ細かなフォローアップ教育を行っている。2年次、3年次の演習においては、1クラス35名程度として、各演習をそれぞれ2クラス開講し、対話形式による双方向授業を実施している。そして、これらの学習の成果を前提にその定着を図るためにも、前記実務基礎科目の受講の意義は極めて大きい。具体的な事例に法理論を適用する力を養い、訴訟手続法の理解を深めるには、裁判例の詳細な検討に加え、実際の事件記録や訴訟実務を学ぶことが有用、というよりも必要不可欠というべきであり、前述のように、本法科大学院でこれら科目的教育を充実させていることは、この点においても、基礎的・専門的な法的知識の充実に大きく資するものと思われる。

法律実務家となるために必要不可欠な「法情報調査」については、法律基本科目も含めたすべての学習の前提・基礎となるべきものであるが、実例に即して学ぶ必要性が高いので、独立した科目としては開講せず、入学時のオリエンテーションの一環として判例・文献検索の基本を短期集中的に教示したうえ、主として各科目において義務付けられる予習の中で具体的な調査活動を実践させ、その適否等については、各講義、演習、とくに、演習と実務基礎科目において、課題とされた判例の検討、各種起案・問題研究等に際しての判例・文献等の検索を要求し、その適否を検索方法をも含めて教示している（例えば、「刑事法演習1」においては、学生全員が少なくとも1回は課題判例の報告を行うが、その際、関係する判例・文献等も報告事項として報告・紹介させている。）。今後、この点については、より強化したいとも考えているが、総単位数の厳しい制約の中での開講には困難も伴うと思われる。

また、司法制度改革に伴う国民参加等から今後ますますその必要性が高まると思われる法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力については、各演習や多くの授業において双方向の質疑を通じて学ばせている上、「模擬裁判（民事・刑事）」、「刑事実務の基礎」における尋問演習などにおいて、全学生に対して実践的・体験的に学ぶ機会を与え、実例に即した実践的指導を行っている。また、文書による説得力の向上については、各種の起案を通じて同様の指導を行っている。課外の指導として行っている法廷傍聴等（資料7-1）においても、実際の法律家の訴訟活動を見せ、これにコメントを加えることによって、その問題意識を高めている。加えて、各種講演会（資料7-2）や現職裁判官との懇談会（資

料7-3)も実施しており、これらを通じて視野を広めるとともに、法律家の実像を知り、そのあるべき姿についての問題意識を高める機会を提供している。

さらに、展開・先端科目として、「消費者と法」、「環境と法」、「医療と法」などの科目を配し、消費者問題、環境問題、医療過誤など現代市民社会において惹起する諸問題において、法的救済を必要とする市民のための活動に資することを目指し、また、刑事系のものとして、基礎法学・隣接科目に「刑事学」、展開・先端科目に「少年法」をそれぞれ配し、犯罪や非行の原因・実情を正確に理解し、市民社会への復帰が最終目標となる犯罪者・非行少年等の問題に適切に対応できる力を養うことを目指し、それらを学ぶ機会を提供している。そしてその大半を専任教員に担当させ、内容の充実を図っている。これらの科目も立教大学法学部の伝統と蓄積を受け継ぎ、人間へのあたたかいまなざし、幅広い識見等を養うもので、専門的法的知識の修得にとどまらず、その基礎的な法的知識の確認、問題解決能力、創造的・批判的能力等の涵養にも資するものと考えられる。

## 2. 点検・評価

本法科大学院では、前述のような設置の趣旨に照らして、法律実務家となるために、必要かつ有用な科目を開講し、基礎的な法的知識を学ぶ法律基本科目から、より高度で応用的・専門的な法的知識、問題解決能力等を養う演習科目、実務基礎科目、総合演習科目を順次履修するカリキュラムとし、学生が最も効率よく学べるように、各科目を学年、学期に配当している。すなわち、基礎的な法的知識修得のため、1年次には、法律基本科目（「公法」、「民法」、「商法」、「民事手続法」、「刑法」、「刑事手続法」）全般について、その基本的知識を確実に身につけさせるように、前述の少人数クラスで予習を励行させたうえ授業が行われ、1年次配当の法律基本科目の単位を修得していないと2年次の演習の履修を認めないこととされている（先修制）。さらに、講義科目のほかに1クラス20名程度で構成される民法基礎演習を開設し、個々の学生の理解度に即したきめ細かな導入教育・フォローアップ教育を行っている。これらの科目はすべて必修としている。他方、入学試験における法律科目試験を通じて、法律基本科目についての基本的な知見と理解を有していることが確認されている2年短縮型の学生に対しては30単位（1年次配当必修科目）を一括して認定している。2年次および3年次では、主として研究者教員による法律基本科目の講義・演習において、法律基本科目の基本的な知識を土台として、より高度で応用的な各科目上の重要問題、発展問題等を判例や具体的な事例の検討等を通じて学ぶ（3年次の「刑事法演習3」「民事法演習5」では実務家教員と研究者教員の協同による総合的な演習となる。）。加えて、もっぱら実務家教員による「法曹倫理」、要件事実、事実認定、訴訟指揮、量刑、起訴状、判決などの起案等をも通じて実務の基礎を学ぶ「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法文書作成」、実際の訴訟事件の記録に基づき、役割分担を通じて体験的に裁判・訴訟手続を学ばせる「模擬裁判（民事・刑事）」、弁護士事務所で実際の事件や実務処理を見聞して学ぶ「エクスターンシップ」などにおいては、司法研修所のかつての前期修習をも視野に入れた訴訟実務の基礎を学ばせている。そして、これらと並行して、前述のような特徴のあるものも含めた基礎法学・隣接科目、先端・展開科目が学生の選択により修得が可能なように開講されている。

このようなカリキュラムのもとで、基礎的な法的知識を備えて入学し、予習・復習の努

力を怠らない学生が順調・着実に学力を身につけ、あるいは当初の学力が不足していても、指導と本人の努力によってその不足を補うことができる。もちろん、初めての試みともいえる授業や演習等が多く、教科書・教材の選定、教授方法も含めた授業内容・カリキュラム等のさらなる改善努力が個々の教員、組織全体において必要であることは、本法科大学院においても否定しがたい。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

本法科大学院では、先修制度を廃止し、代わりに進級制を導入するようにカリキュラムの改訂を2007年度から実施する方針である。この点について、先修制度は、その各法系の学習に有効であることは明らかであるが、場合によっては1科目の未履修によって卒業年次が遅れる場合が生じること、カリキュラムの弾力的な編成が困難になる等の問題点がある。

8-1-1 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

## 1. 現状

### (1) 施設・設備の確保・整備状況

#### ア. 11号館

2005年3月、法務研究科のための施設を含む11号館が竣工した。この11号館は、本法科大学院の授業で使用する教室・演習室の他に、法務研究科院生室、法務資料室、法務研究科教員研究室、法務研究科事務室および模擬法廷教室を備えている（資料8-1「11号館・12号館竣工パンフレット、池袋キャンパスの配置図と各建物の面積の表」）。各階の構造・設備は、以下のとおりである。

① 6階：専任教員や法務講師の研究室が配置されている。院生室とは1階違いで近接しており、学生は、オフィス・アワー等を通じて、研究室で質問や学習方法のアドバイスを受けることができる。また、学生の人数が多いときは、研究室に併置された「打合せ室」（A605）が利用されている。

なお、兼担教員の研究室は、12号館の法学部研究室フロアに配置されている。

② 5階：エレベータ・ホールから法務研究科教職員・学生のみが入室できるようセキュリティ・システムで保護された5階フロアには、院生室1室とミーティングルーム2室が併設されている。

院生室には、学生定員数210名に対応したキャレル210席を設置し、1人1席を固定席として利用することができるよう、自習スペースが確保されている。各キャレルには、鍵つきのロッカーのほか、コンセントとインターネット端子が設置されており、学生は、自己のパソコンを接続して、図書館や各データベースへの接続が可能である。また、院生室には2台のLANプリンタが設置されており、学生は自己のキャレルからプリントアウトすることができる。

ミーティングルームは、「共同研究室」および「談話室」として使用されている。「共同研究室」には6人用机が3台、パーティション用ボード、ホワイトボードおよび複数のコンセントとインターネット端子が設置されている。「談話室」にも6人用机が2台、ホワイトボードのほか、インターネットに接続されたパソコン1台が設置されている。

③ 4階：法科大学院生専用の資料室である法務資料室が配置されている（後述）

また、法務研究科事務室があり、学生は、試験に関する情報等、学習に必要な情報を事務室において得ることができる。

④ 2階：法科大学院の少人数教育に対応した講義教室（収容人数80人）が2室、演習教室（収容人数40人）が2室、配置されている。各教室・演習室にはAV機器が設置され、ビデオ・DVD教材を自由に使用できるほか、パソコンやOHCを使って資料等をスクリーンに直接投影しながら講義・演習を行うことができる（資料8-2「教務に関するご案内」24ページ）。

⑤1階:最新のAV機器が備え付けられた模擬法廷教室が配置されている。同教室は、模擬裁判として使用されない時期には、演習教室として転用されている。

#### イ. 社会科学系図書館

12号館にある「社会科学系図書館」内には、大学院生専用に、コンセントとインターネット端子が設置されたキャレルの配置された部屋が2室あり、本法科大学院の学生はそれを自由に使用することができる。また、数人の学生が集まって議論したい場合などは、同図書館内にある「グループ閲覧室」(2室)を事前に予約したうえで使用することができる。

#### ウ. その他

8号館にある「メディアセンター」では、メールアドレスを核として、ホームページ作成、ML作成サービスなど総合的なインターネットサービスである「V-Campus」を教員と学生に提供し、両者間の学内コミュニケーションを図っている(資料8-3「V-Campus利用ガイドブック2006」)。

学生は、「メディアセンター」の「コンピュータ室」に設置されたパソコンを使用し、統計ソフト(S P S S)等を使用することができる(資料8-4「メディアセンター・コンピュータ室」)。

#### (2) 問題点や改善要求と、それへの対応状況

11号館2階の講義教室につき、常設スクリーンが1面しかないと、プロジェクタをもちいて詳細な資料を投影して行う講義をする際、担当教員および学生の双方から、座席によってはスクリーンが見えにくいとの指摘があり、その教員の講義にあたっては、増幅器を用いるなどしてスクリーンをさらに1面増設している。また、教室の構造上、ワイヤレスマイクが使用できないため、双方向授業を行うにあたって、学生の回答が出席者全員に聞き取れるようにするべく、有線マイクに20メートルのコードをつけたものを用いるなどの工夫をせざるを得ない。

教員の声が聞き取りづらいとの指摘が学生からなされた演習では、演習室に可動式マイクとスピーカーを講義の度に持ち込んで使用している。

#### 2. 点検・評価

上記1(2)のスクリーンとマイクの問題については、今後さらなる改善要求がなされるかどうかの推移を見守りつつ、教室の改修まで必要とされるかどうかを検討すべきである。

#### 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

なし。

8-1-2 教育および学習の上で必要な図書・情報源およびその利用環境が整備されていること。

### 1. 現状

(1) 図書その他の情報源およびその利用環境の整備状況や整備計画

#### ア. 法務資料室

学生が日常の講義・演習で頻繁に利用する判例集、教科書、基本書、参考書および雑誌を配架している（資料8-5「判例集リスト」、資料8-6「蔵書リスト」、資料8-7「雑誌サブシート」）。本資料室は、法務研究科以外の学生が入室できないようセキュリティ・システムで保護されている。雑誌のバックナンバーについては、DVD化されたものがある場合はDVDによる。それ以外の雑誌については、原則として3年の配架期間を経た後、処分することとし、利用価値の高い一部の雑誌（たとえば判例時報）については、製本のうえ、継続的に配架している。また、資料室内にはパソコンが5台設置され、オンライン・データベースのほか、DVD等電子化された資料により、「判例タイムズ」「ジュリスト」「旬刊金融法務事情」「金融・商事判例」「労働判例」「判例百選」などが、検索・閲覧できるようになっている（資料8-8「オンラインDB・DVD一覧」）。

2台のコピー機が設置されており、学生は、配布されたコピー・カードを用いて、一定枚数までは無償でコピーすることができる。それを超える枚数のコピーは有料である。

法務資料室に配架する図書・雑誌は、法務研究科図書委員会が選定するほか、学生が購入希望を所定の用紙に記入して要望し、要望があった都度、法務研究科図書委員会で審査のうえで配架を決定する。過去3年間における購入額は「法務資料室所蔵図書・雑誌購入費」（資料8-9）のとおりである。

記念論文集等の学術書は、③の社会科学系図書館等、学内の図書館で閲覧・借り出しづることを原則とする。

#### イ. オンライン・データベース

図書館の提供するオンライン・データベース（資料8-10「図書館オンラインデータベース」）には、法務研究科院生室の学生用キャレルのほか、学内の端末からあればどこからでもすべて接続可能である。TKCには、学生各自が自己のアドレスを用いて、自宅から接続することもできる。

#### ウ. 社会科学系図書館（12号館所在）

社会科学系図書館は、法律関係の古い文献や雑誌のバックナンバーをはじめ、さまざまな文献（図書233, 375冊、雑誌（製本ずみ）70, 672冊、その他未製本雑誌約2,000タイトル）を所蔵する（資料8-11「12号館所在別冊数統計表」）。学生は書庫内に入り、閲覧や複写ができる。他大学への文献複写申し込みや紹介状発行も受け付けており、通常平日は22時30分まで開館している。その他、池袋キャンパスには図書館本館、人文科学系図書館、自然科学系図書館等があり、学生は、自由に利用できる。

(2) 問題点や改善要求と、それへの対応状況

法務資料室でDVDデータに5台のパソコンから同時にアクセスすると、動作が遅くなるなどの問題が生じている。そこで、2006年11月から、図書館が提供するデータベースにLexis JPを加え、従来はDVDのみによっていたいくつかの雑誌掲載判例・文献につき、学内LANを通じて院生室の学生各自のキャレル等からも検索・入手できるようにした。

2. 点検・評価

(2) で述べた対策について、今後の経過を見守ることが必要である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

なし。

8-2-1 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

### 1. 現状

#### (1) 支援体制

##### ア. 奨学金

奨学金には、日本学生支援機構による「日本学生支援機構奨学金」のほか、とくに法務研究科に在籍する学生の勉学を奨励することを目的として、本学独自に「立教大学法務研究科給与奨学金」を設けている（資料8-12「奨学金案内」）。

#### ●立教大学法務研究科給与奨学金

給与対象		給与年額
新入生	入学試験成績の上位者15%以内	左記15%それぞれの成績上位者3分の1程度については授業料および施設費の全額、その余については40万円
2・3年次生	各学年の学業成績上位者15%以内	

#### ●日本学生支援機構奨学金

種類		貸与月額
第一種	返還終了時まで無利子	88,000円
第二種 (きぼう21プラン)	在学中は無利子、 卒業後は有利子(3%上限)	5万、8万、10万、13万円 から選択

### イ. その他の支援サービス

セクシャル・ハラスメントに対しては、「人権ハラスメント対策センター」（2006年3月までは「セクシャル・ハラスメント防止対策委員会」）で、相談を受け付けている（資料8-13「RIKKYO HANDBOOK 2006」39ページ～40ページ参照）。同委員会の活動については、入学時におけるガイダンスの際に、パンフレットを用いて学生に紹介とともに、法務研究科事務室の学生窓口にパンフレット（資料8-14「立教大学キャンパスハラスメント相談のためのガイド」）を置く、学内の掲示板等にもポスターを貼るなどして、学生への周知を図っている。また、2006年度は、本法科大学院の教員1名が、同センターの委員として活動を行っている。

相談のある学生は、パンフレット等に記載されている相談員に対して、あるいはセンターに直接、相談する。相談内容はもとより、相談者の氏名等個人を特定しうる情報については、守秘義務が徹底されている。

託児所として、キャンパス内に「エンゼルルーム」が設置されている（資料8-15「立教託児所エンゼルルーム利用案内」）

(2) 問題点や改善要求と、それへの対応状況  
特になし。

2. 点検・評価

「立教大学法務研究科給与奨学金」につき、その給与額について、改善の必要があるか、検討中である。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

なし。

8-2-2 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1. 現状

#### ア. オフィス・アワー

専任教員および法務講師は、授業期間中における特定の曜日・時間に、オフィス・アワーを設定し、学生の学習方法、進路選択等についての相談に応じている（資料8-16「2006年度法務研究科教員オフィス・アワー」）。学生からの需要に応じて、教員は、毎週のオフィス・アワーの回数や時間を違えており、また、所定の時間外においても、隨時学生の相談に応じている。

#### イ. アカデミックアドバイザー

学習支援体制として、「アカデミックアドバイザー」を各学年クラスに置き、本学における学習全般に関する助言・指導や情報提供を行っている（法務研究科「履修要項2006年度」21ページ）。

#### ウ. ガイダンス

新入生オリエンテーションのガイダンスにおいて、履修制度の説明、学内施設の案内のほか、ア・イの制度についても紹介している。

### 2. 点検・評価

オフィス・アワーは多くの学生が有効に利用しているものの、法科大学院においては必修科目が多く、特定の曜日・時間をオフィス・アワーとして設定しても、その時間に授業があり、十分に活用されない場合もある。オフィス・アワーの時間の設定については、さらなる工夫が必要であろう。

### 3. 自己評定

B

### 4. 改善計画

現時点では、具体的な改善計画はない。オフィス・アワーの時間の設定については、今後の学生からの要望を踏まえ、適切に対処してゆく予定である。

### 8-2-3 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること

#### 1. 現状

池袋キャンパス内に「学生相談所」が設けられており、2名の専任職員と2名の専任カウンセラー（臨床心理士）が常駐している。このほか、非常勤のカウンセラーと精神科医が配置されている。ここを訪れた学生には、まず、職員が対応し、相談の内容に応じてカウンセラーや精神科医など、適切な担当者に引き継ぐこととなる。また、外部のクリニックを紹介することもある。さらに、週1回精神科医が同相談所に常駐し、無料で診療を行っている（資料8-17「RIKKYO HANDBOOK 2006」35ページ～36ページ）。同相談所については、入学時におけるガイダンスの際に、パンフレット等を用いて学生に紹介するとともに法務研究科事務室の学生窓口にパンフレット（資料8-18「立教大学学生相談所」）を置く、学内の掲示板にもポスターを貼るなどして、学生への周知を図っている。

#### 2. 点検・評価

学生相談所における本法科大学院の学生の相談者数は、2005年度が7名、2006年度（2月13日現在）が8名である。総数以外の詳細な情報は、相談者のプライバシー保護の観点から公表されていない。相談所員に対する聴き取り調査によると、相談者が男女の一方に偏ることはなく、また、入学時の学生と最上級学年の学生に相談者が多い。ただし、相談者数は、本法科大学院の学生総数の約5パーセントを占めるが、一般に大学院生は学部生に比して総じて相談者が多く（学部生は学生数の約3パーセント）、他の大学院に所属する学生の相談者比率に比べて、法務研究科の学生がとくに多いというわけではない。

#### 3. 自己評定

A

#### 4. 改善計画

なし。

### 8-2-4 國際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

#### 1. 現状

本法科大学院のカリキュラムとしては、国際公法に関する科目（「国際法」・特別演習7（国際法））を開設しているほか、国際私法に関連するものとして、「国際取引と国際私法」と「国際取引と国際民事訴訟」を開設し、専任教員を配置している。この国際私法の科目は、いずれも選択科目（展開・先端科目）ではあるが、研究者教員と渉外事務所の弁護士とが2名1組となり、理論と実務の両面から、少人数の学生を指導している。

また、立教大学内部の研究機関である「ビジネスロー研究所」（資料8-19「ビジネスロー研究所規則」）では、とくに、法務研究科の学生を対象に、「法務研究科特別セミナー」を開催し、現在の社会が直面している最先端の法的問題にふれる機会を設けている。同セミナーでは、本法科大学院の学生に対して、その国際性を涵養するためのテーマを多数取り扱っている（資料8-20「法務研究科特別セミナー開催記録」）。とりわけ、2005年2月と2006年1月には、法務研究科独自でパリ第2大学の教授を招き、フランスの担保法改正の動向と、ヨーロッパにおける法と経済のグローバリゼーションに関する講演を行った（資料8-21「ニューズレター」創刊号・同2号）。これらの講演会は、法務研究科特別セミナーの一環として位置づけられている。

さらに、2006年10月には、法務研究科の仲介により、立教大学とパリ第2大学との協定が締結された。パリ第2大学は、法学部と経済学部から成り、とりわけ、法学に関しては、フランス語圏において最も伝統と権威のある大学である。日本からも、多くの法律の研究者および実務家が留学し、この大学と立教大学が提携したことによって、同大学との学術交流がより一層深まると思われる。本法科大学院としても、希望する学生がいれば、パリ第2大学に留学させることも可能である（資料8-22「ニューズレター」3号参照）。

また、カナダのロースクールであるクイーンズ大学への留学制度も、学生に対しては紹介している（資料8-23「ニューズレター」4号参照）。同大学とはいまだ提携するには至っていないが、今後、学生の中に留学を希望する者があれば、同大学とも、暫時交流を深めてゆきたいと考えている。

このほか、本法科大学院の学生も、国際センターの長期および短期の留学制度を利用することができる（資料8-24「海外留学の手引」）。

#### 2. 点検・評価

本法科大学院は、学生も教員も数が少ないため、カリキュラムにおいて、国際性を涵養する科目を多く開設することは困難である。しかし、カリキュラムではなく、課外の講演会・シンポジウムという形式で、国際性を身につけようとする学生に対しては、多くの機会を提供している。また、留学制度も、新司法試験の受験を控えた法務研究科の学生の中に、希望する者が多く存在するとは考えられないが、国際センターのプログラムをはじめ、充実しており、今後のさらなる展開を模索中である。

#### 3. 自己評定

B

#### 4. 改善計画

具体的な改善計画は特にない。学生の希望があれば、留学制度やカリキュラムのさらなる充実を行いたい。

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

1. 現状

2004年度、2005年度、2006年度前期の、開設科目毎の履修登録者数は、「教室定員・履修者人数表」(資料8-25)のとおりである。

法律基本科目で1クラス60人を越えるクラスは存在しない。

2. 点検・評価

1年次配当の法律基本科目につき、単位未修者が累積されるようなことがあれば、1クラス60名を超える事態が生じることも考えられる。しかし、現時点では、そのような問題は生じていない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失していないこと。

### 1. 現状

(表12)

04年度			05年度			06年度		
入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A	入学定員(A)	入学者数(B)	B/A
70	67	95.71%	70	65	92.86%	70	86	122.86%

[注]

- 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
- 2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
- 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

### 2. 点検・評価

2006年度は、3年標準型合格者の入学手続者が予測を上回ったため、入学者数が入学定員の120パーセントを超えている。しかし、3年間の平均入学者数は72.67人、(103.81パーセント)で、入学定員を10パーセント上回っていない。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

次年度(2008年度)の入試合格者査定にあたって、収容定員と在籍者数の比率に細心の注意を払う(2007年度法務研究科委員会第13回(2006年10月31日)会議事録)。各年度の合格者と入学者の関係を分析し、入学者数を的確に予測できるよう、慎重を期す必要がある。

8-3-3 在籍者数が収容定員に対してバランスを失していないこと。

### 1. 現状

(表13)

	06年度					
	収容定員(A)	在籍者数(B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第1年次	70	86	1.23	0	0	
第2年次	70	65	0.93	0	0	
第3年次	70	43	0.61	2	2	
合計	210	194	0.92	2	2	

#### 【根拠】

- ・第3年次の在籍者数は04年度入学者から06年3月修了生を除いた人数
- ・第3年次の在籍者数には退学者数は含めない。休学者数は在籍者数に含める。
- ・除籍者は退学者数および在籍者数に含めない。

#### 【注】

- 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。
- 2 「在籍者数」とは、在籍の法科大学院生の数をいう。
- 3 上記表では、第1年次とは2006年度、第2年次とは2005年度、第3年次とは2004年度の入学者をそれぞれ指す。
- 4 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。
- 5 退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、2006年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
- 6 留年者数は、進級制限がある場合において、2004年度、2005年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。  
留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めないこと。

3年標準型合格者の入学手続者数が予測を上回ったため、第1年次については在籍者数が収容定員を20パーセント以上、上回っている。そこで、2007年度入試にあたっては、予測入学手続率を多めに想定して、合格者数を少なめに出すことによって、2007年度に2年短縮型入学者と一緒にになった時点で、1学年（すなわち2007年度の第2年次）の在籍者が収容定員内に収まるよう、配慮した。

### 2. 点検・評価

法務研究科全体としては在籍者数が収容定員を上回っておらず、今後とも入試にあたつ

ては、合格者に見る入学手続者数予測を慎重に行う必要がある。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

次年度（2008年度）の入試合格者査定にあたって、収容定員と在籍者数の比率に細心の注意を払う（2007年度法務研究科委員会第13回（2006年10月31日）会議事録）。

9-1-1 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

### 1. 現状

#### (1) 形式

ア. 履修要項に記載。 →『2006年度履修要項』48ページ

イ. 前期末および後期末に行われる定期試験ごとに、『○○年度 法務研究科 ○期末試験の実施について』という文書に試験スケジュールや採点スケジュールなどとともに成績評価基準についても記載し、各教員に配布している。

#### (2) 設定経過

FD委員会からの提案にもとづき、研究科委員会で決定された。

#### (3) 内容

ア. 成績評価基準

##### (ア) 成績評価方法

評価	採点表
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点（不合格）	D
欠席	X

\*定期試験実施科目において、定期試験を欠席した場合は平常点にかかわらず、評価の対象から外れる。

\*平常点100%にて成績評価をする科目は欠席「X」の評価はない。授業への出席率が70%未満の学生の評価は不合格「D」となる。

\*追試験を欠席した学生の成績評価は欠席「X」となる。

\*再試験を受験した学生の成績評価は「C」または「D」のみとする。欠席または再試験受験手続を行わなかった学生の成績評価は欠席「X」ではなく不合格「D」となる。

##### (イ) 成績基準

科目系	評価方法
法律基本科目の講義科目	定期試験（筆記試験）80%+平常点20%
法律基本科目の演習科目	平常点100%
実務基本科目（必修）	定期試験80%+平常点20%
基礎法学・隣接科目	定期試験80%+平常点20%
展開・先端科目	
実務基礎科目（選択）	平常点100%
特別演習科目	平常点100%

#### (ウ) 成績評価の基本的な考え方

相対評価をとっている。具体的なガイドラインについては、次のとおりである。

相対評価のガイドライン（『履修要項』49ページ）

評価	成績通知表	成績証明書	相対評価の割合
100点～90点	S	S	30%
89点～80点	A	A	
79点～70点	B	B	40%
69点～60点	C	C	30%
59点～0点（不合格）	D	表示されない	-
欠席	欠	表示されない	-

\*履修者が5人以下の場合は例外を認める場合もある。

#### (エ) 学生への開示

以上の成績評価基準（全体・科目毎）については『履修要項』への記載に（48～49ページ）より、事前に学生に開示している。

それとともに、各学期の終了時点において、全科目につき行う講評において、科目ごとの具体的な評価基準・採点基準が明確に公示される。これにより、成績評価基準の詳細とその具体的な当てはめが、学生に対して明示されるとともに、教員間でもその情報を共有している。

成績評価基準と結果公表については、各学期ごとに科目担当者全員に配布される「科目採点について」という文書において、そのルールの詳細を提示している。これにより、兼任講師の担当者等も含め、すべての科目において上記の成績評価基準を周知徹底するようしている。

### 2. 点検・評価

成績評価基準の設定状況・事前開示の実施状況については、良好であると評価する。

相対評価の徹底→その事前の公表→成績評価後の学生への開示・教員間での相互チェックという全体のシステムが構築され、全科目について運用されている点は高く評価される。

今後は、相対評価制度が、学生の実力向上にどのように結びつくのか、成果の面まで視野に入れた制度の恒常的改善を工夫することが望ましい。

相対評価の場合、それは達成度を満たした中での学生の序列ということになるが、これを絶対評価である点数制度（80点以上がAといった評価の仕組み）とは本質的に齟齬が生じる。本法科大学院では、相対評価の徹底という方向で制度を運用してきたが、点数制度との関連性について、内部で検討を深める必要がある。

### 3. 自己評定

A

### 4. 改善計画

特になし。

9-1-2 成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

### 1. 現状

学生の成績評価については、全科目について作成・公表される「講評」の中で明示される。これは、全て掲示され、各教員もこれを自由に閲覧することが可能である。

成績の分布については、厳格な相対評価のシステムを構築しているため、今まで、それ以外にチェックする作業は行っていない。

成績の分布データについては、次のとおりである。

2006年度法務研究科前期試験 成績分布（再試験後）＊は再試験対象科目を示す

科 目 名	S %	A %	B %	C %	D %
公法1*	9.8	19.6	35.3	35.3	0.0
民法1*	11.8	21.6	39.2	27.5	0.0
民法3*	5.9	21.6	33.3	39.2	0.0
民事手続法2A*	7.7	23.1	38.5	30.8	0.0
民事手続法2B*	7.7	23.1	43.6	25.6	0.0
刑法1*	0.0	21.6	31.4	47.1	0.0
刑事手続法1*	0.0	25.5	35.3	39.2	0.0
民法基礎演習1A	0.0	28.6	42.9	25.0	3.6
民法基礎演習1B	20.0	20.0	32.0	24.0	4.0
公法演習1A	10.8	24.3	29.7	32.4	2.7
公法演習1B	8.3	22.2	47.2	22.2	0.0
公法演習3A	9.1	30.3	27.3	33.3	0.0
公法演習3B	0.0	33.3	42.4	21.2	3.0
民事法演習1A	2.9	28.6	40.0	25.7	2.9
民事法演習1B	2.9	29.4	41.2	26.5	0.0
刑事法演習1A	4.8	11.9	47.6	33.3	2.4
刑事法演習1B	12.2	29.3	26.8	29.3	2.4
刑事法演習2A	0.0	30.0	40.0	27.5	2.5
刑事法演習2B	2.5	27.5	40.0	30.0	0.0
刑事法演習3A	9.1	18.2	36.4	33.3	3.0
刑事法演習3B	0.0	27.3	51.5	18.2	3.0
法曹倫理A	0.0	19.4	47.2	33.3	0.0
法曹倫理B	0.0	41.7	25.0	33.3	0.0
法文書作成A	0.0	30.3	39.4	30.3	0.0

科 目 名	S %	A %	B %	C %	D %
法文書作成B	0.0	28.1	40.6	31.3	0.0
民事実務の基礎A	0.0	34.4	37.5	25.0	3.1
民事実務の基礎B	0.0	21.9	43.8	28.1	6.3
模擬裁判（民事）	0.0	95.8	0.0	0.0	4.2
模擬裁判（刑事）	0.0	94.1	0.0	0.0	5.9
法と思想	0.0	28.2	43.5	28.2	0.0
法哲学	14.8	14.8	40.7	29.6	0.0
国際法	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0
刑事学	3.9	27.5	37.3	31.4	0.0
国際政治と日本	14.6	18.8	37.5	29.2	0.0
金融と法	6.3	21.9	40.6	28.1	3.1
現代担保法	0.0	17.4	39.1	21.7	21.7
違憲審査基準論	6.8	22.7	39.8	28.4	2.3
行政訴訟	2.7	16.2	23.0	24.3	33.8
民事保全・執行法	2.1	27.1	35.4	29.2	6.3
不動産と法	2.3	25.6	51.2	20.9	0.0
医療と法	8.7	23.9	34.8	32.6	0.0
国際取引と国際民訴	0.0	27.3	36.4	27.3	9.1
租税法	11.8	52.9	35.3	0.0	0.0
労働法	5.6	19.4	75.0	0.0	0.0
消費者と法	6.4	25.5	40.4	27.7	0.0
特別演習3〔倒産法〕	28.6	14.3	35.7	14.3	7.1
特別演習6〔租税法〕	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2006年度法務研究科後期試験 成績分布（再試験後）＊は再試験対象科目を示す。

科 目 名	S %	A %	B %	C %	D %
公法2*	10.7	25.0	35.7	28.6	0.0
民法2*	3.6	16.1	35.7	41.1	3.6
民事手続法1*	10.0	34.0	24.0	32.0	0.0
刑法2*	0.0	26.9	38.5	32.7	1.9
刑事手続法2*	1.9	22.2	33.3	29.6	13.0

科 目 名	S %	A %	B %	C %	D %
商法*	8.0	16.0	36.0	36.0	4.0
民法基礎演習2A	0.0	29.6	40.7	29.6	0.0
民法基礎演習2B	8.3	25.0	37.5	25.0	4.2
公法演習2A	3.1	34.4	31.3	31.3	0.0
公法演習2B	6.1	24.2	39.4	30.3	0.0
民事法演習2A	0.0	29.7	32.4	37.8	0.0
民事法演習2B	0.0	18.9	48.6	29.7	2.7
民事法演習3A	0.0	29.4	41.2	29.4	0.0
民事法演習3B	0.0	32.4	38.2	26.5	2.9
民事法演習4A	7.7	17.9	38.5	25.6	10.3
民事法演習4B	4.9	19.5	41.5	26.8	7.3
民事法演習5A	0.0	30.3	39.4	24.2	6.1
民事法演習5B	0.0	27.3	42.4	24.2	6.1
刑事実務の基礎A	0.0	21.7	45.7	26.1	6.5
刑事実務の基礎B	0.0	30.4	39.1	19.6	10.9
法社会学	4.8	23.8	38.1	28.6	4.8
政治の理論と思想	13.2	17.0	34.0	28.3	7.5
経済刑法	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0
憲法訴訟制度論	10.2	20.4	36.7	28.6	4.1
行政手続法	0.0	31.4	34.3	34.3	0.0
倒産処理法	9.7	32.3	29.0	29.0	0.0
家族と法	7.1	21.4	42.9	28.6	0.0
環境と法	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0
国際取引と国際私法	0.0	42.9	28.6	28.6	0.0
少年法	7.4	25.9	44.4	22.2	0.0
知的財産法	6.7	20.0	40.0	20.0	13.3
都市計画都市環境と法	0.0	29.6	37.0	33.3	0.0
独占禁止法	13.8	17.2	34.5	31.0	3.4
特別演習1〔知財法〕	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
特別演習2〔労働法〕	23.1	46.2	0.0	0.0	30.8
特別演習4〔経済法〕	0.0	42.9	57.1	0.0	0.0
特別演習5〔環境法〕	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

## 2. 点検・評価

9-1-2で示した相対評価に関するシステムが機能しており、成績評価は予め設定された成績評価基準に従って厳格に実施されていると評価する。相対評価基準からはずれた科

目については、その理由等について教員から「講評」における説明責任が果たされているので、運用は適正と評価する。

試験の採点を依頼するときに教員に配布する資料の中に、「講評」のモデルと考えられるものを添付している。モデルは、従前の「講評」について教務担当主任が全てチェックした上で、最も参考になると思われるものを選び、各教員にその趣旨を周知するためのものである。これにより、「講評」として要求されるレベルについて、教員間での理解を深めている。

期末試験問題そのものの適切さ、出席記録のあり方については、点検を行っていない。少規模法科大学院として教員が少なく、期末試験問題の適切さ等について専門的立場から評価するシステムが構築されていない。外部の専門家による評価の仕組みの導入につき検討する必要があるが、この点検評価自体がその役割の一端を果たすものと考えている。

### 3. 自己評定

合

### 4. 改善計画

特になし。

9-1-3 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

### 1. 現状

成績に対する教員からの説明について、成績評価の基準を学生へ公表するという目的で、科目ごとに「講評」を掲示している。特にあらかじめ定められた相対評価のガイドラインと異なる評価をした場合は、この「講評」にその理由と評価方法・評価基準を明記することになっている。

成績評価をした教員が個々の学生からの求めに応じて評価理由を説明する機会について、各定期試験成績発表後に、成績につき疑義を抱く学生に対し、成績評価について成績調査申請を行うことができる機会を設けている。

学生からの質問は書面（申請書あり）により、教員からの説明は口頭（面接）で行われている。

学生への成績評価制度の周知については、『履修要項』に成績評価調査制度の意義・申請期間について記載している（50ページ）。また、本法科大学院の学生用掲示板にも定期試験ごとに制度の意義・申請期間について別途掲示することにより、周知をはかっている。

各教員が各々の担当科目の成績評価基準については、原則として、9-1-1に記載した基準に則って成績評価を行うこととしている。特にこの基準とは異なる評価をした場合は、「講評」にその理由と評価方法・評価基準を明記することとなっている。例えば、履修者数が5人以下の場合は絶対評価も可として運用しているが、その際の評価方法・評価基準については、必ず「講評」の中に明記することになっている。

以上の成績評価基準（全体・科目毎）は、『履修要項』への記載（50ページ）および法務研究科の学生用掲示板への定期試験ごとの掲示により、学生への周知を図っている。

成績評価制度の運用実績として、2006年度前期試験において、1件申請があった。成績評価調査を依頼された教員と学生が、電話にて面談を行った（経緯を記したファイルあり）。

### 2. 点検・評価

成績評価に対する学生からの異議申立手続の整備ならびに運用状況については、十分に機能していると評価する。

成績評価に対する基準（相対評価）の徹底、成績評価に対する学生に対する説明責任については、十分に機能している。

少人数クラスにおいて、相対評価を徹底することの困難さを経験することが、FD委員会等で指摘されている。それを受け、5人以下のクラスでは相対評価を外すというルールを設定したが、この点については、5人以下という基準が適切かどうかを含めて、厳正な評価と少人数講義の特色を生かした授業運営という観点からより検討を深める必要がある。

### 3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

9-2-1 修了認定基準、修了認定の体制・手続が適切に設定されていること、および修了認定基準が適切に開示されていること。

1. 現状

修了認定の基準については、立教大学専門職大学院学則に基づいて、法務研究科の課程に3年以上在学して授業を受け（法学既修者に対する短縮制度あり）、かつ94単位以上を修得した者と定められている。

修了認定については、立教大学学位規則の定めるところにより、研究科委員会の審議を経て、研究科委員長が文書で総長に報告の上、総長が大学院委員会の審議を経て学位授与の可否を決定する手續がとられる。

修了認定基準および手続については、履修要項に、専門職大学院学則、学位規則等の必要な文書が記載されており、これによって学生に周知されている。

2. 点検・評価

修了認定基準の内容、修了認定の体制・手続については、全て必要な定めを置いた上でこれを適正に実施しており、適切なものと評価される。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

特になし。

9-2-2 修了認定が、修了認定基準および所定の手続に従って適切に実施されていること。

1. 現状

2005年度の修了認定の実施状況

修了対象者数 20名中修了認定者 20名

最多取得単位数：100単位

最小取得単位数：96単位

平均取得単位数：97.75単位

2. 点検・評価

修了認定の基準、手続について、特に問題はない。

3. 自己評定

合

4. 改善計画

特になし。

9-2-3 修了認定に対する学生からの異議申立手続が規定されており適切に実施されていること。

1. 現状

修了認定に対する学生からの異議申立手続は設けられていない。しかし、最終学年において、成績評価に関する異議申立手続を利用すれば、実質的に修了認定に対する異議申立となるものと評価している。

2. 点検・評価

現状で述べたように、最終学年での成績評価の異議申立をもって修了認定の不服申立に代替するものとしているが、運用上問題が生じないか、今後にわたりチェックする必要がある。

3. 自己評定

B

4. 改善計画

F D委員会で検討を進めたい。

